

令和 6 年

第 6 7 回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

会 期	令和 6 年 2 月 1 5 日	開会
	令和 6 年 2 月 1 5 日	閉会

令和6年第67回沖縄県介護保険広域連合議会定例会会期日程表

開会 2月15日
開会 2月15日
会期 1日間

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
1	2月15日（木）	本会議	午前10時00分	開会 会議録署名議員の指名 議席の指定 会期の決定 諸般の報告 広域連合長の施政方針 一般質問 議案の審議 報告第1号 専決処分の報告について 議案第1号 沖縄県介護保険広域連合会計 年度任用職員の給与及び費用 弁償に関する条例の一部を改 正する条例 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合指定 居宅介護支援等の事業の人員 及び運営に関する基準を定め る条例の一部を改正する条例 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合指定 介護予防支援等の事業の人員 及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のため の効果的な支援の方法に関す る基準等を定める条例の一部 を改正する条例 議案第4号 沖縄県介護保険広域連合指定 地域密着型サービスの事業の 人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改 正する条例

目次	月日（曜）	会議区分	開議時刻	摘 要
				議案第 5 号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 議案第 6 号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例 議案第 7 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 3 号） 議案第 8 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第 2 号） 議案第 9 号 令和 6 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算 議案第 10 号 令和 6 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算 同意第 1 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について 同意第 2 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について 同意第 3 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について 議案第 11 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 4 号） 議員派遣の件 閉会中の継続調査の件 閉会

第 1 日 目

2 月 1 5 日 （ 木 ）

令和6年第67回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）会議録

令和6年第67回沖縄県介護保険広域連合議会（定例会）は、令和6年2月15日（木）沖縄県介護保険広域連合3階大会議室に招集された。

1. 開会、閉会の日時及び宣告

開会（令和6年2月15日　：　午前10時00分）

閉会（令和6年2月15日　：　午後3時37分）

開会の宣告（副議長　眞栄田　絵麻）

閉会の宣告（副議長　眞栄田　絵麻）

2. 応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
1	島　袋　晴　美
2	大　山　美佐子
3	東　江　光　枝
4	島　袋　輝　也
5	松　田　大　輔
7	眞栄田　絵　麻
8	仲　間　ト　ム
9	島　袋　義　範
10	上　地　義　則
11	東　江　清　和
12	松　田　昌　邦
13	新　垣　千　秋
14	川　上　龍　太
15	新　垣　貞　則

議席番号	氏　　名
16	山　城　勝　貴
17	宜　保　龍　平
18	永　山　清　和
19	普天間　真　也
20	志　村　幸　司
21	玉　城　陽　平
22	吉　永　将　志
23	新　垣　一　史
24	西　田　吉之介
25	照喜名　英　雄
26	渡　口　　亮
27	比　嘉　元　美

3. 不応招議員は、次のとおりである。

議席番号	氏　　名
6	當　山　直　彦
28	比　嘉　俊　伸
29	花　城　勝　男

4. 出席議員及び欠席議員は、応招議員及び不応招議員と同じである。

5. 本会議に職務のため出席したものは、次のとおりである。

課 名	氏 名
総 務 課	與那覇 祥 一

課 名	氏 名
総 務 課	宮 城 温 子

6. 地方自治法121条の規定により、説明のため本会議に出席したものは次のとおりである。

課 名	氏 名
広 域 連 合 長	當 山 宏
副広域連合長	赤 嶺 正 之
副広域連合長	當 眞 淳
事 務 局 長	金 城 博 文

課 名	氏 名
総 務 課 長	豊見本 勝
業 務 課	大 城 朝 敏
会 計 課	大 城 美恵子
認 定 課	比 嘉 利季子

7. 会議に付した事件は、次のとおりである。

報 告 第 1 号 専決処分の報告について

議 案 第 1 号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議 案 第 2 号 沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 案 第 3 号 沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議 案 第 4 号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 案 第 5 号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議 案 第 6 号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例

議 案 第 7 号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）

議 案 第 8 号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）

議 案 第 9 号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算

議 案 第 10 号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算

同 意 第 1 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について

同 意 第 2 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について

同 意 第 3 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について

議 案 第 11 号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第4号）

令和6年第67回議会（定例会）議事日程（第1号）

日程	議案番号	件名	備考
1		会議録署名議員の指名	
2		議席の指定	
3		会期の決定	
4		諸般の報告	
5		広域連合長の施政方針	
6		一般質問	
7	報告第1号	専決処分の報告について	即決
8	議案第1号	沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	即決
9	議案第2号	沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	即決
10	議案第3号	沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	即決
11	議案第4号	沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	即決
12	議案第5号	沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	即決
13	議案第6号	沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例	即決
14	議案第7号	令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第3号）	即決
15	議案第8号	令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）	即決
16	議案第9号	令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算	即決
17	議案第10号	令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算	即決
18	同意第1号	沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について	即決
19	同意第2号	沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について	即決
20	同意第3号	沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について	即決
21	議案第11号	令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第4号）	即決
22		議員派遣の件	
23		閉会中の継続調査の件	

○副議長 眞栄田絵麻 ただいまから、令和 6 年第 67 回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定によって、8 番 仲間トム議員及び 9 番 島袋義範議員を指名いたします。

日程第 2 議席の指定を行います。新垣幸子議員の任期満了に伴いまして、久米島町より当選されました吉永将志議員の議席は 22 番に、会議規則第 4 条第 2 項の規定によって指名いたします。

日程第 3 会期の決定をお諮りします。本定例会の会期は本日の 1 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長 眞栄田絵麻 異議なしと認めます。従って、定例会の会期は本日の 1 日間に決定しました。

日程第 4 諸般の報告を行います。本定例会の会議に出席を求めた説明員の職、氏名はお手元にお配りした名簿のとおりでございます。

次に、地方自治法第 235 条の 2、そして 3 項の規定により、例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、事務局にて閲覧に供しております。

2 月 14 日に全員協議会を開催いたしました。これで諸般の報告を終わります。

日程第 5 広域連合長の施政方針を行います。広域連合長。お願いいたします。

○広域連合長 當山宏 施政方針を申し上げる

前に文言の追加をすいませんがよろしくお願いします。

1 ページでありますけれどもちょうど中ほどにですね、「介護保険制度の開始時、全国で」という出だしで始まる部分になります。次の行ですけれども、令和 5 年 9 月には 3,623 万人という、次にですね、3,623 万人となっておりますが、これは、という文言を追加していただきたいと思います。申し訳ございませんがよろしくお願いします。

それでは、令和 6 年度施政方針を申し上げます。今年の元日に発生いたしました能登半島地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますと共に、被災された多くの皆さまに心よりお見舞いを申し上げます。被災した皆さまの安全と 1 日も早い復興をお祈り申し上げます。

本日令和 6 年第 67 回沖縄県介護保険広域連合議会定例会の開会にあたり、一般会計及び特別会計予算、諸議案の説明に先立ち、当広域連合の令和 6 年度運営に関する所信の一端を申し上げます、議員各位のご理解とご協力を賜りたいと思います。

さて、当広域連合は平成 14 年 7 月 30 日に設立し、平成 15 年 4 月の業務本格稼働から 21 年目を迎えようとしております。構成する市町村も、市町村合併や新規加入等を経て現在は 29 市町村に至っております。介護保険制度の開始時、全国で 2,204 万人であった 65 歳以上の被保険者数は令和 5 年 9 月には 3,623 万人となっておりますが、これは前年に比べ 1 万人の減少となり、1950 年以降初めての減少となりました。一方、要介護者及び要支援者の認定者数につきましては、制度開始時の年度末時 256 万人から令和 5 年 8 月には暫定値で約 704 万人と 2.75 倍に増加しております。そのような中、全国で高齢化率の低い地域である沖縄県においても令和 2 年の国勢調査で 65 歳以上の割合が

超高齢社会の水準 21%を超え、令和 5 年 1 月には 23.2%となっております。超高齢社会に突入した沖縄県における今後の高齢化率の推移としまして、令和 7 年には 24.6%。令和 12 年には 26.1%に増加することが予想され、また要介護者及び要支援者の認定者数については令和 5 年 1 月の 6 万 2,590 人規模。令和 7 年には 6 万 5,848 人。令和 12 年には 6 万 9,850 人になると予想されております。一方、広域連合における高齢化率は平成 30 年 1 月に初めて 20%台に到達し、令和元年に 21.5%。令和 5 年には 23.6%と増加の一途をたどっております。また、要介護者及び要支援者の認定者数については令和元年の 1 万 7,626 人から令和 5 年には 1 万 8,594 人、968 人の増加となっております。第 9 期事業計画期間中、令和 6 年から 8 年でありますけれどもこの期間に団塊世代が 75 歳以上となる 2025 年、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年と高齢者人口は増加が続く見込みであり、要介護認定率や介護給付費が急増する 85 歳以上人口についても急激に増加することから、介護保険制度の持続的発展のために保険者機能を発揮し、地域の必要に応じた地域包括ケアシステムの進化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策について業務を進めなければなりません。介護保険料均一賦課については、令和 2 年 10 月の運営会議において全会一致で同意をいただき、第 9 期介護保険事業計画で開始予定とされております。今後の介護給付費増加を見据え、持続可能性のある介護保険事業を推進するため、構成市町村の地域特性を考慮し、「参加」と「協働」でつくる包括的な社会づくりを視野に円滑な介護保険事業に取り組んでまいります。

さて、令和 6 年度は第 9 期介護保険事業計画の初年度にあたります。この第 9 期事業計画に設定されている 5 つの基本方針 1、地域包括ケアシステムの進化・推進。2、地域支援事業

の推進。3、介護・介護予防サービス基盤の整備。4、介護保険事業の適正化。5、介護保険サービスの平準化。を柱として国が第 9 期介護保険事業計画の基本指針として示した 3 つの施策 1、介護サービス基盤の計画的な整備。2、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組。3、地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進。についても地域共生社会に向けた中核的基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、2040 年を見据えた中長期的な人口動態と介護ニーズを適切に把握し、介護サービス基盤を計画的に確保することとし、高齢者が住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく社会の一員としての役割を担い、生きがいをもって豊かに暮らしていくことができる介護保険事業を目指す決意のもと、国の方針に沿って構成市町村と連携しながら共に業務に取り組んでまいります。また、国の令和 6 年度概算予算要求の方向性に鑑み、生活困窮者の相談支援や住まいの支援の強化、成年後見人制度の利用促進、権利擁護支援の推進を目的とした「Ⅰ．地域共生社会の実現に向けた地域づくり」、介護人材確保対策を図るための多様な取組み支援や、社会福祉事業従事者への支援を目的とした「Ⅱ．福祉・介護人材確保対策」等の推進、また、災害時の見守り・相談支援や福祉支援体制の充実を図ることを目的とした「Ⅲ．災害時における福祉支援」等、構成市町村と連携しながら業務に取り組んでまいります。

1、地域包括ケアシステムの深化・推進についてであります。介護保険制度の持続可能性を維持しながら高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進の取組を支援をしてまいります。具体的取り組みとして構成市町村におけ

る1、在宅医療・介護連携の推進。2、認知症施策の推進。3、生活支援・介護予防サービスの基盤整備の推進。4、地域ケア会議の推進。5、高齢者の居住安定にかかる施策との連携。6、介護に取り組む家族等への支援の充実。7、高齢者虐待防止の対策。8、地域包括ケアシステムを支える人材の確保と質の向上。9、災害及び感染症に対する備え。合計9つの取り組みを支援してまいります。

2、地域支援事業の推進についてであります。今後高齢化がさらに進み、介護ニーズを必要とする高齢者の増加が見込まれています。このような中、住民主体のサービスを利用し、地域の繋がりを継続することは介護予防及び、重度化防止に繋がるものと考えられることから引き続き「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施し、住民主体型サービスの充実のため構成市町村の実情に応じて住民やNPO法人、民間企業を含めた主体の参画により多様なサービスを充実させ、地域の支え合いの体制づくりを推進するため、個別相談会や各種モデル事業、情報交換会等の実施や地域分析データ提供等により地域支援事業を効果的に実施し、地域包括ケアシステムを構築できるよう支援を行ってまいります。介護保険事業の中核となる市町村地域包括支援センターに関しては今後の高齢化の進展に伴い業務量の増加が見込まれ、外部委託等を含めた運営体制の変動が考えられることから、人員配置については市町村ヒアリングを通して関係課等との調整を行い、地域包括支援センターの業務内容や業務量に見合った専任職員の適正配置に向けた取り組みが進められるよう支援してまいります。現在、地域支援事業推進員、令和4年度から2人体制となっております。を中心とした構成市町村への支援を展開しており、市町村の動きをより活発化させるため、令和6年度から組織改編により地域支援事業の体制強化・データ分析を踏まえた支援ならびにモ

デル事業実施による介護予防事業の更なる発展、充実強化を図ってまいります。また、構成市町村の実施事業については、広域連合のホームページや広報誌等を活用して介護予防の普及啓発に取り組むと共に高齢者自身の「自助」及び地域の「互助」を基本とした取り組みが各地域で創出されるよう、活動促進に向けた取り組みに対する支援を行ってまいります。保険者機能強化推進交付金については、構成市町村が実施する高齢者の自立支援・重度化防止・介護予防等の取り組みを推進するため、評価指標該当状況調査票の得点向上を目指し、認知症予防や自立支援、重度化防止への取り組み状況を分析することでより密接な構成市町村との連携を行ってまいります。また、交付金活用についても構成市町村とのヒアリング等による意見交換に基づき、効果的な事業執行に努めてまいります。令和2年度に創設された保険者努力支援交付金については国の動向に注視し、同交付金の活用方法とされる介護予防や健康づくりに有効に活用するため、広域連合が主体となって関係機関等との連携により、市町村の実情に応じた地域支援事業の適切かつ効率的な事業の推進に向けた取り組みを実施してまいります。

3、介護・介護予防サービス基盤の整備についてであります。高齢者が可能な限り住み慣れた居宅や地域で生活が継続できるよう、地域密着型サービスを中心に介護サービス基盤の整備を進めてまいります。また、高齢者が安心安全かつ適正なサービスを利用できるよう、介護サービス事業所へ適切なサービスを提供するための指導助言を行い、介護サービスの質の確保及び向上に努めてまいります。

4、介護保険事業の適正化でございます。第9期介護保険事業計画の保険料収納率向上対策で掲げた1、確実な収納が見込まれる口座振替の推進。2、初期滞納者への収納対策の実施。3、納付資力のある滞納者に対する法的処分の

強化。の3項目を重点施策として収納率向上の推進に取り組んでまいります。また、構成市町村と情報共有や連携により、事業の充実ならびに広報誌への介護保険制度の掲載を依頼する等して被保険者の納付意識の向上についても取り組んでまいります。要介護認定業務については要介護認定調査員及び要介護認定審査事務員の技能向上を図るため、多様な研修会を企画・実施し、要介護認定の適正化に努めてまいります。また、認定業務の効率化を図るとともに構成市町村の医療機関や介護支援事業所等、関係機関等と連携し、期間内認定に取り組んでまいります。介護給付適正化の取り組みについては、介護保険制度の信頼性の確保と持続性を図るため、引き続き主要3事業を中心とした介護給付に資する適正化事業を実施し、自立支援及び重度化防止、適正なサービス利用を促すとともに不適切な給付の防止及び是正に努めてまいります。介護サービスについては迅速かつ的確に対応するため、定員適正化計画及び職員採用計画に基づいて広域連合の正職員を採用することで、広域連合業務の安定的な運営を図ってまいります。また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、長期的かつ総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するため、研修内容の充実・多様化に努め、職員の職務遂行能力向上を図ってまいります。

5、介護サービスの平準化でございます。低所得者への支援については社会福祉法人と連携し、事業を実施する法人の増加に取り組む等、社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担額軽減制度事業等の充実を図ってまいります。また、被保険者や介護支援専門員、介護サービス事業者等へ制度の内容を周知し、低所得者に対する食費・居住費の負担軽減に取り組んでまいります。離島等市町村に対する支援については、被保険者が必要なサービスを受けられるよう、引き続き沖縄県や構成市町村、サービス

事業所と連携して離島等支援事業を実施し、介護サービスの確保に取り組んでまいります。介護保険料については設立当初から3ランク制による不均一賦課を採用していましたが、令和2年10月の運営会議において全会一致で均一賦課について同意をいただき、令和6年度からの第9期介護保険事業計画で開始予定となっていることを踏まえ、介護サービスの平準化について地域支援事業の充実や同事業推進員による支援、組織改編等による市町村支援の取り組み強化を図ってまいります。

6、情報等の周知についてでございます。介護保険制度への理解を促すため広報誌を発刊し、介護保険制度をわかりやすく伝え、市町村の取り組みなどを紹介する等紙面の充実に努め、ホームページを通じてリアルタイムで様々な情報を公開してまいります。ホームページについてはこれまでのリニューアルで被保険者や家族・介護サービス事業所等の利便性や操作性を向上させたほか、令和4年度には電子版広報誌「ひじゃばしだより」や市町村の地域支援事業の取り組みを紹介するブログ「地域における取り組み実践事例集」をホームページ上に掲載しており、引き続き内容の充実に努めてまいります。

むすびに、以上令和6年度の主な施策について申し上げますが、限られた財源の中でこれまでの評価事業等を踏まえ、1地域包括ケアシステムの深化・推進。2、地域支援事業の推進。3、介護・介護予防サービス基盤の整備。4、介護保険事業の適正化。5、介護サービスの平準化。この5つの基本方針に基づき予算を編成し、一般会計15億2,967万5,000円、特別会計372億1,478万円となっております。昨年5月から新型コロナウイルス感染症は「5類感染症」になり、社会経済活動は徐々に活発化しております。専門家は「新型コロナは今後も感染拡大と収束を繰り返しながら、次第に日常的な

感染症と言われるようになるのではないか」としています。これからも国の動向を注視しつつ、社会経済活動の回復を見据えたうえで、基本方針に基づいた介護保険事業に取り組んでいく所存でございます。令和6年度はこれまで3ランク制となっていた介護保険料が一本化（均一賦課）される予定となっており、当広域連合設立以来、大きな転換点となる年を迎えようとしています。住民の皆さまの多様化する介護ニーズに迅速かつ的確に対応すべく積極的に事業を推進し、常に業務体制の見直しや財政の効率的・効果的運用を図りながら介護保険事業の健全な運営に努めると共に保険者として構成市町村ごとに地域課題の解決に向けた丁寧な分析を心掛け、構成市町村と連携し5つの基本方針を達成するため全力を挙げて取り組んでまいります。議員の皆さまには今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、「令和6年度の施政方針」といたします。令和6年2月15日 沖縄県介護保険広域連合 當山宏。

○副議長 眞栄田絵麻 これで広域連合長の施政方針を終わります。

日程第6 一般質問を行います。発言の時間について申し上げます。本日の一般質問についての発言は、同一議員につき15分以内といたします。順次発言を許します。

21番 玉城陽平議員。

○21番 玉城陽平 それでは一般質問の方させていただきますと思います。今回の一般質問に関してなんですけれども、私自身が社会教育士の資格をもっておりまして、社会教育という分野自体が地域における課題を地域運営を自治体と結びつけていって学習活動によって解決していく、そういう教育の領域でございます。介

護保険の介護予防の取組と重ね合わせて考えていく、そういったことが必要である。そういう観点から今回一般質問の方させていただきたいと思います。

それでは1番目からですね。1 他分野との連携について問う。（1）音楽、ダンス、アート、スポーツ等の社会教育や社会体育が取り組んできた分野は、人々の生きがいや健康を維持する繋がり構築に非常に重要である。厚労省の通いの場の類型にも生涯学習の事例が挙げられている。地域の住民主体の他分野の活動と介護予防や通いの場の創出といった取組の連携はこれまでにあるか。（2）イギリスでは医療・福祉介護体制の充実のために文化芸術分野が活用され、その効果に関する研究もある。広域連合から構成市町村へ、他分野との連携が進むように働きかけていくべきではないか。考えを伺う。（3）広域連合のホームページで「地域における取組実践事例集」の掲載があるが、更新は2023年3月で止まっている。他分野との連携も含めて、広域連合から事例の広域的な発言や発掘をしていってほしいかどうか。見解を伺う。

答弁をお願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問1の（1）についてお答えします。住民主体の他分野の活動と介護予防や通いの場の創出といった取組の連携については、生涯学習や趣味活動を通いの場としている事例がございます。

ご質問1の（2）についてお答えします。広域連合が毎年市町村を訪問し、ヒアリングを行っている「市町村個別相談会」や各地区の情報交換会等において、国が示す「通いの場の類型化について」を基に介護保険担当部局だけで

なく、就労担当部局や生涯学習担当部局等とも連携するよう働きかけています。

ご質問１の（３）についてお答えします。ご指摘のとおり、「地域における取組実践事例集」については2023年3月から更新されていない状況になっており、お詫び申し上げます。準備が整い次第、ホームページを更新してまいります。なお、各市町村の介護予防の取組状況については、当広域連合の広報誌において随時掲載しております。他分野との連携を含めた事例の広域的な発信や発掘については、引き続きホームページ等へ掲載してまいります。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○２１番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。一応１からいきたいと思っております。事例はある、ということでしたが具体的にどういった取組があるのかももう少し詳しくお願いできますでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 玉城議員の再質問にお答えいたします。生涯学習や趣味活動の具体的な内容といたしまして、まず運動・体操のサークルですね。栄養士等の専門職が出向いて出前講座、栄養講座等を行っております。また、会食・茶話会・趣味活動ですね、介護保険部局の職員が出向いて出前講座、こちら自主体操に関する講話等を行っております。また、認知機能低下予防等については各種協議体の多様な主体の連携により、支え合い活動等情報共有や連携強化を図っております。

続きまして、ボランティア。こちらについては学校で福祉教育のお手伝いや体験学習の講師、ボランティア養成講座等を行っており、町内の保育園や幼稚園及び小中高校の福祉教育推

進等の福祉活動に取り組めるよう情報交換等を行っております。また、社会福祉法人が無償でボランティアで住民の移送サービスを実施している事例もございます。

続きまして、認知症サポーター養成講座。構成市町村において福祉部局、担当職員等が地域の集会や学校にて講義を実施しております。以上でございます。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○２１番 玉城陽平 詳しく、具体的に答弁ありがとうございます。改めてなんですけれども、この通いの場。どういったものなのか改めて説明の方お願いできますでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩します。

休 憩 （午前10時33分）

~~~~~

再 開 （午前10時34分）

○副議長 眞栄田絵麻 再開します。

豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 玉城議員の再質問にお答えします。通いの場の主な内容といたしまして、この活動自体がですね介護予防となっている良い取組であることですね、継続しているものですね。あと活動の前に筋力の維持向上となる体操メニューを取り入れるもの。あと、これらの活動週1回以上続けることで、高い介護予防効果が得られること。また、専門職による栄養や口腔に関する講話を実施すること普段から介護予防について考える習慣を身に付けること等が内容となっております。自主体操サークル、などの活動ですね行っているんじゃないかと。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。私の方での通いの場の理解についてまた私の方からも説明させていただきたいと思うんですけども、住民の方が歩いて行けるような距離にあって身近な場所である。それから外出目的となって交流や支え合い、居場所づくり、役割をもつことができる。そういうような形で介護予防と健康長寿につながっていく。そういう地域での住民主体の取組、そういう風に理解しております。で、これが地域に多数あることが非常に重要であると。先ほど答弁の中にもありましたような、サークルですとかそういった活動を中心とするようなものもあれば、この公民館での茶の間といった形の取組等もある。そういう風に理解しております。で、この通いの場が何故重要であるのか、ということについて私の方から少し話筋をさせていただきたいんですけども、愛知県武豊町の事例の方で通いの場の参加者の2007年から2012年の5年間の追跡調査がありました。この調査の中で「要介護者が半減した」ということが報告されているわけですね。他にも先ほどのお話にもあったところではありますが、「社会参加」それ自体が鬱のリスクを半減させたりだとか、人との交流が週1回より少ない人とそうでない人とでは要介護の死亡のリスクが1.4倍高いとか。地域や地域活動やスポーツや趣味の会に参加している人が多い地域では転倒・鬱・認知症のリスクをもつ人や要介護の人が少ない。そういったことが報告されていて、介護予防の中でも地域づくりを行っていくことが非常に重要である。そういったような認識が、厚労省の中でも出てきている。そういう風に理解しております。死亡のリスクを比較する中でも通いの場をつくることや交流を促していく、それが無い状態の孤立している状態。これの死亡リスクに関しては喫煙だとか飲酒、肥満等よりも大きいものである。に

もかわらず日本においてはOECDの諸国と比較した際に最も社会的な孤立が多い状態である。ということから介護予防の観点からもこの通いの場というのはもっともっと推進していく必要がある。けれども高齢者福祉ですとか、ああいう行政だけでは中々それが手が回らない部分があるんじゃないか、ということがありましてその認識を基に今回提案させていただいてるんですけども、改めてこの通いの場の重要性に関しての認識が共有できているのか。考えを伺います。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩します。

休 憩 （午前10時38分）

~~~~~

再 開 （午前10時38分）

再開いたします。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。今のご質問なんですけれども、「共有」というのは市町村との「共有」でしょうか。

はい、それではお答えいたします。今のご質問なんですけれども、当然我々もこれは重要事項として捉えてございます。まずですね、こういった取組は市町村にも促しておりますので、地域支援事業のヒアリング等々で各市町村毎年回ってございますので、そういった中でも事例等を紹介させていただいて他分野との連携に取組んでいるということでお話はさせていただいております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。自分たちの中でも様々なところでこの通いの場自体出ておりましたので、この認識自体はもちろん共有できている、という風に思ってお

ります。今お話の中で地域へのヒアリング、そういったものを行っているとありましたが、この構成市町村の中での通いの場の実態ですね。どこでこういったものが行われているのか、この量的なものも含めてなんですけれども、こういった形でその実態を把握してるのか。その辺り詳しくお聞かせください。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 これは各構成市町村の方に確認してる状況ではありますが、構成市町村の方で通いの場を実施している場所は496ヶ所。参加人数といたしまして、6,647人。生涯学習では226ヶ所。2,792人が参加しておられます。こちら市町村が把握してる人数でございますので、実際にはそれ以上が参加しているという風に考えられます。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。今ヒアリングをしていながら状況を把握しているということは理解できました。こういった量的な部分に関して成果指標ですとかそういったKPIみたいなもの設定して取組まれているのでしょうか。いかがでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩します。

休 憩（午前10時41分）

~~~~~

再 開（午前10時41分）

○副議長 眞栄田絵麻 再開します。

豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 玉城議員の再質問にお答えします。目標の方ではですね高齢者の8%としていますが、現在達成状況といたしまして

は6.3%となっております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。昨日の全員協議会でも話しさせていただいたんですけれども、こういった重要施策に関するKPI(Key Performance Indicator)の方も是非我々の方に積極的に出していただきたい、という風にまず思っております。この6.3%という数値と8%の目標というのはこれはこういった形で検討されてこういった形で公表されているのか。その方詳しくお願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩します。

休 憩（午前10時43分）

~~~~~

再 開（午前10時44分）

○副議長 眞栄田絵麻 再開します。

豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 この目標等につきましては、国の基準に基づいてというものでございますがこちらの方広域連合の方では公表はしておりません。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。広域連合としましても構成市町村の状況が非常に差がある、というところがやはりあります。離島の方々ですとか、本島の方々南部・中部・北部。そういった広域連合の事情を基に合わせた指標ですとか、そういったフィードバック、PDCAサイクルを回していく。ということが非常に重要だと思っておりますので、こちらご検討いただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 玉城議員の再質問にお答えします。PDCA サイクル等につきましては、今後ですね調査・検討して検証してまいりたいと思います。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。是非これからよろしくお願いします。少し話は変わるんですけども、生涯学習との連携というところでして、通いの場自体が住民を主体的に参加をしていただいてどんどん発展していくような場所、という風な事だとございますが、こういった取り組み自体もご存じのように生涯学習の方でも社会教育の分野でも継続的に伝統的に行ってきた領域なんですね。通いの場をつくっていくそのためのマニュアルの中にも住民の意識を喚起していくとか、ファシリテーションをしていくとか、ボランティアのリーダーを育成していくとかそういったことが挙げられていますが、これら自体は地域保健ですとか地域福祉の中でもやってこられたことだとは思いますが、こういうのも社会教育の領域が非常に得意としておりまして、ずっとそこで蓄積を重ねてきた分野でございます。社会教育の中にも行政の担当者に加えての形で社会教育委員ですとか、社会教育指導員、社会教育主事、様々な役割を果たすようなプレイヤーがおりますので、そういった方とも連携を取りながら健康づくりを進めていく。そういうことが非常に大事なんじゃないか、という風に考えているんですね。社会教育側の事情なんですけれども、中々こうサークルですとか、趣味や私的な領域の延長という風に囚われがちのところもあって、もっともっと社会に対しての貢献をし

ていくということが非常に求められている、そういう風な事情もあります。その中でこの介護予防に関するところで通いの場、これを創出していく。地域の健康づくりにも社会教育が非常に役立つんだ、ということを社会教育行政と共有していきながら連携していく。それが非常に大事である。そのように考えております。厚生労働省の資料の方にも介護予防担当だけではなくて、町内外のボランティア連携が必要である。そういう風なことが指摘されております。先ほどのお話の中でここから再質問なんですけれども、生涯学習の方の取組にもあるという風にお聞きしました。行政は元々の性質として極力部局ごとの縦割りの性質、一般的に持っているという風に理解しております。是非その性質を越えて、積極的な連携を引っ張ってほしい。そのように考えているんですけども、その観点から見た時の現状ですとか課題、そういったことをお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 玉城議員の再質問にお答えします。現状といたしましては市町村個別相談会でですね、介護保険担当の部局に助言をしている状況ではございますが、今玉城議員がおっしゃるようになりますねやはりあの社会の教育部門についてのやはり生涯教育との繋がりというのが大変重要になってくると思いますので、こちらについてはですね私たちが直接社会教育部門の方に伝えることはちょっと難しいかもしれませんが、介護部局の方とですねこの重要性というものをしっかりお話をする、交流をしっかりと伝えていきたいと考えております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。是非よろしく願います。

1の(2)のところなんですけれども、その中でも文化芸術に関するところですね。ここも社会教育と非常に関連性が強い領域でして、文化芸術そのものが健康づくりにより影響を与えるということがイギリスで様々な調査で明らかになっていて、イギリスでは文化芸術領域と健康づくりの領域をうまく重ね合わせながら推進していく、という状況があります。その中の調査としても音楽には抑鬱感・ストレスが30%近い減少ですとか、視覚に関するアートで不安感20%減少。そういったものも報告されております。先ほど社会教育、それとも重なるところなんですけれども、文化庁が地方創生施策の中で京都に移転して、これから文化庁自体も文化芸術領域の活動が盛んになってくる、という風に考えております。ですので、先ほどの社会教育領域・世界文化芸術領域こういったところとうまく連携の形をつくっていったら、ということを考えております。先ほど積極的に情報等を伝えていく、というお話でしたのでこちら文化芸術行政、そこともうまく連携ができるような形で検討いただきたいんですけれども、こちらいかがでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 玉城議員の再質問にお答えします。文化芸術部門についてもですね、生涯教育関連に該当しますのでこちらについてもですね、個別相談会等でですねちゃんと介護保険担当局員の方にしっかりとこの重要性を認識お伝えしてこちらからも積極的に応えていきたいと考えております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。

1の(3)にかかるところなんですけれども、担当局に説明していく、その重要性を話していくと同時にですね、ホームページの発信の方にもそういった事例を含めて掲載をしていくということも重要なんじゃないかと思っております。生涯学習の方も先ほどお話があったように、200ヶ所近くすでに存在している。これからそういった働きかけを進めていくということが行われていくと思っておりますので、生涯学習行政・文化芸術の行政から見た時に介護保険・介護予防の視点を取り入れた活動ってどうやってプラスアルファに乗せることができるんだろうか。ということを見ると素材としてですねこれまでの事例発信に加えてそういった社会教育ですとか、そういうこともあわせながらそういった分野も介護予防に非常に有効なんだ、ということを含めた情報発信をお願いしたいんですけれども、こちらいかがでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 玉城議員の再質問にお答えします。これまでは地域における取組実践事例集につきましては、介護予防の取組とか自主体操サークル等の取り組みについてを中心に発信して行ってきましたが、今後ですねやはり社会教育・文化教育部門とも連携したものを含めたものをしっかり情報発信していきたいと考えております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。これに関して、厚労省の方でもすでに累計まとめられてウェブ

サイトの中で発信がございます。この介護保険広域連合の方でもホームページで更新を重ねていく中で蓄積がどんどんたまっていくと思っておりますので、もし可能でしたらこれが一定程度たまった段階でパンフレットですとか、類型集みたいな形で構成市町村の啓蒙活動、啓発活動にうまく活用してほしいと思うんですが、こちらいかがでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 玉城議員の再質問にお答えします。この部分についてもですね、連携含めてこちらからの情報発信ができるかどうか、調査研究しながら対応を検討していきたいと思っております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。ではこのあとは調査研究をしてからということだとは思いますが、是非検討の方進めていただけるようよろしくお願いします。

2の方なんですけれども、まずは質問の方読み上げさせていただきます。

2 介護保険事業計画の改定について。(1) 沖縄県の医療計画の改定も同時に進んでいるため、医療需要の必要量等の医療計画に関連するデータの取得はできているか。

答弁をお願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問の(1)についてお答えします。令和5年8月から9月にかけて「医療計画と介護保険事業計画の整合性の確保等に関する圏域別説明会」があり、医療計画に関する資料等を受領しています。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。私の方で確認したところ、令和4年11月の段階で厚労省からKDPのデータの方の提供があって県で整理してそれを市町村へ提供している、ということをお話いただいた令和5年8月、9月の方で整合性を確保していくための説明等が実施されている。現時点で令和5年12月の段階で案ができて1、2月で市町村へ説明している。というようなお話は聞いてはいるんですけども、どうしても介護保険の事業計画の上位計画である医療計画の方ですね、同時進行で改定が進んでいるという状態が非常に策定のプロセスとして難しいところがあるんじゃないかという風にそもそも思っております。まして、介護保険事業計画自体も地域の医療需要ですね、そういったものを踏まえながら地域医療体制の構築、その計画と連動しながら進めていく。ということが必要なんだけど、同時進行で進んでいってしまうことによって、県の方から送られてきた医療に関するデータに基づいて細かな密度の高い議論をしていくということが難しいんじゃないか、ということが問題意識としてありまして今回この計画が出てくるタイミングでうまく連携できているのかどうか。ということを質問したくてこのような質問をさせていただいております。同時進行でこれから再質問なんですけれども、沖縄県の医療計画の方と介護保険の事業計画の方、同時進行で改定作業を行っていく。この現状に対して互いの意識、そういったものがあるかどうか。それとも情報のやり取りができて整合性をとるための説明会等があるので、うまく連携しながら進めることができるのかどうか。どのようにお考えなのかお聞きしたいです。お願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 玉城議員の再質問にお答えします。医療計画に関する資料等ですね、こちらについてはいただいた資料で整合性の確保とか医療療養病床から介護保険サービスへの移行、第9期のサービス見込量などについてこちらの広域連合計画の方に反映させて対応している状況でございます。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。現状で提供されている情報の中で議論ができていう風な理解だと思います。

(2)の方なんですけれども、読み上げますね。沖縄県の医療計画に関するデータをもとにして、量的な目標設定に関する議論を行うことができているか。答弁お願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問2の(2)についてお答えします。介護保険事業計画での介護サービス事業所等の量的な目標設定については、構成市町村からの要望を踏まえて行っておりますが、整備見込量と医療計画に関する資料との整合性については、見込量調査により県と調整した上で目標設定をしております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。先ほどの整合性確保のための説明会の実施等これから構成市町村の方からの見込量の情報提供、それから県との調整。そういったプロセスを経て介護保険事業計画の方も、上位計画の

医療計画の改定等タイミング的にはあわさっているんだけれども、整合性をもちながら議論を進めて今回策定にきているという理解しました。この量的な目標に関するもの等は、昨日のお話し、それから先ほどの話と重なっているんですけれども、是非我々の方にも量的な目標に対する達成の度合いですとか、その後に関する課題ですとかそういったPDCAを回していくための情報提供、こちらの提供も今後は是非お願いしたいんですけれどもいかがでしょう。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 玉城議員の再質問にお答えします。この部分については達成度合い等、課題等についてもですね、調査・研究しながら検証して公表できるかどうかについても検証して考えております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 玉城議員。

○21番 玉城陽平 答弁ありがとうございます。是非よろしくお願いします。地域包括ケア、これ自体が保健・福祉・医療の様々な連携のもと進められていく必要がある。それから人々の健康づくりのためにも先ほどの生涯学習ですとか、文化の話ですとか様々な領域が集まってくるものだという風に理解しておりますので、是非介護保険広域連合さんの方でも他の分野とも連携をうまく重視しながら、それから構成市町村に対してもそういった必要性を訴えていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

これで私の質問を終わりにします。

○副議長 眞栄田絵麻 これで玉城陽平議員の質問を終わります。

続きまして、13番 新垣千秋議員。

○13番 新垣千秋 それでは通告に従い一般質問を行っていきます。

質問事項 第9期介護保険事業計画について。

質問要旨 (1) 主な変更点を伺います。

(2) 周知方法を伺います。

(3) 各市町村への問合せ件数の集約や内容を把握しているのか伺います。

(4) 地域密着型サービスについて、第9期から広域の市町村間での住民受け入れを可能とすると伺いました。①住み慣れた地域でできる限り生活をできるようにすることを方針としていたと思いますが、構成市町村内全域で利用可とした経緯と目的を伺います。②市町村間でサービスや環境の差はないか伺います。③開始時期を伺います。④市町村の裁量はどのようなになっているのか伺います。

再質問は自席で行います。よろしくお願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問の(1)についてお答えします。第9期介護保険事業計画の主な変更点としては、介護保険料が沖縄県介護保険広域連合設立以来行われてきた3ランク制から一本化・均一賦課される予定である点でございます。

ご質問の(2)についてお答えします。現在は介護保険料の均一賦課・一本化の予定について、広域連合ホームページや広報誌への掲載、市町村へ介護の日普及啓発と保険料一本化予定の文言の入ったウエットティッシュを配布した他、市町村へ周知用チラシやポスター配布、市町村ホームページへの掲載を行っています。今後、保険料の一本化が決定されましたら、広域

連合ホームページや広報誌への掲載、のぼり旗やパンフレットを市町村へ配布し、広く周知を図ってまいります。

ご質問の(3)についてお答えします。各市町村への問合せ件数は合計で16件ございました。しかしながら、均一賦課に関する問合せではなく、そのほとんどは保険料額がいくらになるのかという問合せとなっています。

ご質問の(4)の①についてお答えします。地域密着型サービスは、原則として事業所が所在する市町村、保険者の被保険者のみが利用できるサービスになります。広域連合被保険者が広域連合内他市町村の地域密着型サービスを利用する場合、本来であれば同一保険者内であるため、他市町村利用の手続きは不要ですが、これまでは複数保険料を設定しているため、他市町村利用の手続きに準じた取り扱いを行ってきました。第9期介護保険事業計画から介護保険料の一本化を予定していることから、これまで事業所が所在する市町村の被保険者のみの利用としていた地域密着型サービスについては、できる限り住み慣れた地域で生活するという原則を踏まえつつ、利用者の利便性向上を図る目的で、利用制限緩和を図ります。

ご質問の(4)の②についてお答えします。介護サービスの需要と供給のバランスの問題等からサービス提供事業者の参入が困難な地域があることから、他市町村間で介護保険サービスやサービスを受けられる環境の格差はございます。

ご質問の(4)の③についてお答えします。地域密着型サービスの広域連合内他市町村での利用制限緩和については、第9期介護保険事業計画期間が始まる令和6年4月から開始となります。

ご質問の(4)の④についてお答えします。地域密着型サービスの利用制限緩和を実施することで、市町村長の同意は不要となります。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ご答弁ありがとうございます。それではまずですね、質問要旨（１）ですね。主な変更点お答えいただきました。これと関連して（２）、（３）同時に再質問行きたいと思います。まず、今答弁の方にもありました、施政方針にもありました今回大きな変更点というのはやはり保険料の統一化。３ランクあったものから統一化して均一賦課することですね。保険料の均一賦課が大きな転換点であるということ。施政方針にも示されていたかと思えます。その結果考えるとこれまで以上に住民への周知っていうものがすごく大事なことになるんじゃないかなと思うんですが、これまでと違う周知方法というのはあるのでしょうか。今答弁の中では各市町村へののぼり旗やパンフレット等、配布して、それをまあ各市町村へ広報してもらう。あと、ホームページへの掲載、広報誌への掲載、ウェットティッシュ等に均一賦課になるということ、これでPRしていくということですが、新たにする今までと違った周知方法というのはその中にあるのでしょうか。それとも今後そういう案があるのでしょうか。それについて伺います。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 新垣議員の再質問にお答えします。これまでではですね、ホームページや広報誌への掲載、また介護の日の普及啓発のウェットティッシュに文言を追加したり等ですね。それとあとはチラシやポスターの配布等を今現在行っておりますが、のぼり旗等についてはですね、今まで行ってなくてですねこれは均一賦課が決定したあとにのぼり旗をしっかり各市町村に掲げてもらう形で考えています。以上

です。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。のぼり旗は今回が初めてということだったんですが、ちなみにですねテレビCMやラジオCM、あと各県内いたるところにデジタルサイネージが民間と公共あるかと思えます。それを利用しようという考えはあるのでしょうか。今回も利用する予定はあるのでしょうか。それをちょっと1点伺います。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 新垣議員の再質問にお答えします。これまでテレビ等のですね活用というのは行ってなかったんですが、新垣議員からご指摘あったようにですね市町村の方ではデジタルサイネージ等の活用を行っておりまして、可能であればこちら利用を通じてですねそういった活動を取組んでいきたいと思えます。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 是非ですね、各市町村それぞれ広報の仕方にもばらつきがあります。でも今回大きな転換期ということでもありますので、この点しっかりと広域がリードしていただいて共有する項目について同じようにこの部分までは周知を徹底する。住民に分かってもらわないと利用料金統一化なぜしたのかも分からない、でも介護保険料は高く、低くなる部分もあるかもしれません。でも何故なのかと分からないまま受け入れ態勢でいるよりは、やはり積極的に広報していくことがすごく大事なことで、今回介護広域連合始まっ

て以来の大きな転換ということが施政方針にもあったように、やはりここは大々的に大きく広域連合として周知活動を行っていく。その住民に対してももちろんそうですし、介護保険の事業者に対してもそこは徹底していただきたいと思います。で、もう1点ですね。パンフレットに関してなんですが、これ今回決まったあとの4月以降になるのでしょうか。パンフレットは市町村であったり、関係各所に送るような形になるのでしょうか。是非やっていただきたいのが「県民税のお知らせ」というものが6月に加入している方が郵送で届きますし、働いている労働者の皆さんというのは会社側から県民税の確定のお知らせみたいなものが1枚ペラできたりしますので、それと合わせて介護保険ですね、この改定部分をしっかり合わせてお知らせしていくという工夫はとれないのでしょうか。それですと、介護保険料負担している皆さんに必ずその通知がいくということになるんですがその点はいかがでしょうか。もちろん介護保険料が変わります、っていうお知らせだけではなくて何故なのかというその部分大事だと思います。そこも含めてお知らせは可能なのでしょうか。今までは事業所によってちょっと違いますが、金額のみあなたはいくらですよ、と変更点でお知らせしているところもあれば、今言われたものをそのまま申請するケース、それぞれ差があるかと思います。それらを統一していただいて広域としてきちんとこれを知っていただきたい状況だ、ということを打ち出していきたいのですが、その点いかがでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。今回の一本化についてということについて非常に大事なことなので、当然周知については十分やっていきたいと思ってございます。先ほど発

言の中でちょっと気になった点があったので1点だけご説明したいんですけども、今回保険料を統一したからといって保険料が「上がった」わけではございませんのでそこはご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。で、この3ランク制から1ランク制への移行については納付書等々に入れたりして周知を図っていききたいなど。それ以外にも先ほどから課長の方から色んな周知を図っていきますというところもありますので、あらゆる手立てですすね丁寧に周知を図っていききたいと思っております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 局長ありがとうございます。あの「上がった」というのは、実際に受け取ったら利用者としては「前より上がった」という感覚なんです。そこは恐らく皆さんも重々承知している点かとは思いますが、そう感じるような通知ではなくしっかりと何故統一されているのか、均一にしたのかその利点をしっかりと伝えていかなければいけないと思います。で、もちろんそれによってサービスを受けられなくなるとかないかと思います。充実させるためのものであるということであれば、しっかりそれはやっていただきたいと思います。その部分ですすね、広報に関して周知に関して市町村任せにせず、広域としてしっかりとリーダーシップを取ってやっていく、いただきたいなと思っております。

次の質問ですね。この統一化に関して（3）で問合せの件数ということで、今現時点で16件。それに関しては統一して保険料がいくらになるのか、そういう問合せがあったということなんです。4月から今回統一化していきますので、4月以降の問合せ内容というのは様々なものになるのではないかとちょっと想像するん

ですね。想定してます。問合せや利用者からの意見とかそういうものは、まず市町村におそらく住民の方は、利用者の方は市町村に問い合わせをかけると思いますので、広域としてしっかりその市町村が受けた件数や内容というのは把握していただいて、その内容を各市町村と共有することが大事なのかなと思うんですね。昨日の議案説明の際にも、問合せがあった場合にはそういう提案も「こういうことしてる市町村もありますよ」ということでお答えしてるのですが、それではなくてしっかりと問合せをする前に事例としてあるのであれば、こういう問合せがありましたという、それに対してこういう対応をした、Q&A のようなものを市町村に対して情報収集をして集約したものをフィードバックしていく、ということが必要ではないかと思うんですが、その点いかがでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩します。

休 憩 (午前 11 時 14 分)

~~~~~

再 開 (午前 11 時 14 分)

○副議長 眞栄田絵麻 金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。被保険者の皆さま、保険料について問合せ等々あった際にはですね、当然丁寧な説明を行っておりますけれども、それは特にですね、市町村にフィードバックしてるということは特に今のところございません。これも必要に応じてですね、各市町村の課長会議がございますのでその中で公表できれば、やっていきたいなという感じですよ。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 是非ですね、各市町村の課長会議の中で共有しているということではあ

りますけど、Q&A 方式でやっていただくと問合せするまでもなくそれぞれの市町村で内容が確保できるという利点もありますので、必要に応じてそれはやはり進めていくべきことだと思いますので、その点は是非検討していただいてできるものであれば、やはり進めていただきたいと思います。その方が各市町村の担当課・担当職員に対しても仕事がサクサクと進みやすいのかなと思います。その点よろしくをお願いします。

続いてはですね、地域密着型サービスについて再質問させていただきたいと思います。まずですね、4月の1日からこの密着型サービスについて利用制限を緩和していくということで答弁いただいといます。その中でも住み慣れた地域でやはり最後まで住んでいただくということ、その分生活をきちんとしていただくということは原則を保ちつつ進めていく、ということで答弁いただいたかと思います。この点なんですが、市町村によってこの居宅サービスとか特にですね、施設の違いはあるかと思いますが。この市町村は例えば施設が1つしかない、ここは2つ3つある、みたいな。その市町村間の差はあるかと思うんですね。で、この緩和することでその影響というか偏りがあったり。もしくはその地域住民によってずっと長く住んでらっしゃる方が入りにくくなるということは想定されるのでしょうか。その点との影響を伺ってもよろしいでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。今のご質問なんですけれども、この地域密着型ですね問題については広域連合設立以来、2期から8期まで地域密着型の方より規制をかけて他市町村の利用については申請に基づく利用が可能であったというところなんですけれども、

今回保険料が一本化することに伴いましてですね、一保険者という考えを持ってございます。そういった中でこの利用の制限の緩和をすることとは、非常にですね介護サービスの利用者の皆さまにとってサービスの拡充に繋がるというところでありますので、是非とも広域連合としてはこの規制の緩和を図っていきたいというところまで今回この規制の緩和となっております。確かにですね、今まで各市町村越えての入居者は他市町村で利用できませんでしたので、これは施設の利用の格差に繋がっているんですね。それを一保険者としてそういう状況というのは非常にまずいというところでありますので、広域連合自体はですね、足りないものを補いながら補完していきましょうという考えで設立されている組織でございますので、今後ですねお互いに負担し合いながら若干の不具合が生じたとしても一保険者という考えをもって進めていきたいというところまで今回の緩和を図っております。なので、確かに市町村ごとの不具合等が若干生じてくるかとは思いますが、一保険者というところを全面に出してやっておりますので、ご指導のほどいただきたいという風に考えております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。今1保険者という立場で広域、構成市町村の中では同じようなサービスを受けられる。地域住民、地域密着のこの地域密着型サービスについても同じような視点で今回緩和をしていくという見方がいいのか、今の答弁を聞くと何かしっくりこなくなってくるんですけど、はい。そうするとですね、例えばA市に住んでいらっしゃる方がB町の地域密着型サービス施設に入居される場合というのは、住所変更を今までして。これは今まで通り住所変更していただいて

そこに入っている。これは変わらないということではないでしょうか。この手続き上の問題と、広域の方にここ使います、という手続きをしていたのが不要になる。この部分だけが変更になるということでしょうか。その点お願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 再質問にお答えいたします。地域密着型サービスについてはですね、あくまで地域に密着したサービスということになりますので遠くの方がここに入ってくる、利用するというのは想定はしていません。なので近隣の人、例えば読谷村と嘉手納町のギリギリのところであって、読谷村だけれど嘉手納町のサービスを使いたい、お家が近くにあるから、ということも状況としてはあるのかと。実際はこうグループホーム等入所が必要なサービスについてはですね、やはりあの住所を移してしまうと色々なサービスが絡みあってしまうので基本的には住所を移さずにサービスを使う。ただ今までのように市町村長の協議制で行うのではなくて、この申請に基づいて市町村と調整を行ったうえでサービスを使う、ということになります。よろしいでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 すみません業務課長。今市町村の申請で協議を行ってサービスを使う、というこの部分もう少し詳しくお願いしていいでしょうか。それを在宅サービスに繋がられてる部分がそういう風になるということでしょうか。この居宅サービスの方もそういう協議、市町村の申請、ちょっと今そこらへんが分からなくなってしまう。その点ちょっとお願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 お答えいたします。今の市町村協議制というのは、これまでの広域連合で他市町村のサービスを使う場合の取扱いとしてですね、市町村長が許可を出した。例えばこの事業所がある市町村の市町村長が、他の市町村から入ってくる時に使っていいかどうかという判断をする、というものが今まであったんです。基本的には今までも何件かそういうものがあったんですけども、やはり使わせません、ということが今まではありませんでした。なので、大きく変わる点としては各市町村の協議がなく、必要な近いサービスが利用できるようになるという今回の改正の主な内容となります。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。では今回改正する内容、改正はするんですが手続きが不要になる、そういった改正なんです。が、現状この市町村の状況、地域の状況等あと介護広域連合の基本方針ですね。地域で暮らしていくうえで身近な、住み慣れた地域で生活し続ける、暮らし続ける、その基本方針は変わらないということで手続き上だけ変わっていく。あまり大きな現状の変化というのはないということでもいいんでしょうか。すみません、ちょっとその点もう一度お願いしていいですか。

○副議長 眞栄田絵麻 金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。先ほどから申し上げていますとおり、規制の緩和を図っております。今までは他市町村の利用には申請を行っておりました。この手続きを無く

すというところがございます。よろしいですか。

新垣議員。今まではですね、他の保険者からは市町村の保険者同士で申請をやって認められていて、これを広域内でこの取扱いをやめましょうということですよ。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。④の市町村の裁量はどのようになるのかということについて、通告に対しての答弁もう一度お願いしてもいいですか。ちょっと聞きづらかったのもう一度お願いしたいんですが。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 (4)の④についてお答えいたします。地域密着型サービスの利用制限緩和を実施することで、市町村長の同意は不要となります。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 地域密着型サービスについてちょっと私の理解が申し訳なかったんですが、市町村長の許可、という言い方でいいんですかね。は、不要になる。その部分だけが変わって基本原則の住み慣れた地域で住んでいた、そのうえで近いサービスを構成市町村というのは均一賦課をしているということがあるので、使えるようになる、ということで理解してよろしいでしょうか。で、そもそもその住み慣れた地域、その皆さんの不利益が被らないような形のものになっているという理解でもよろしいでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 今不利益という言葉を使いましたが不利益ではない、そこは不適切でした。不利益ではなくて、住み慣れた地域の皆さんがこれまで通り利用できるようなものである、ということで理解してよろしいでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。当然事業所の方にもフィードバック等々行います。その中で他市町村の皆さんが利用サービスされている場合には、事業所がですね受け入れるか受け入れないか、ということにはなってくると思いますけれども、先ほどから私がお話しているのは「一保険者」という考えで考えてください、ということ。一保険者っていうのは全部一緒ですよということ言ってますので、そこはですね、それぞれの市町村の考え方ではございませんので、そこはご理解のほどよろしくお願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 もう1点確認なんですけど、ごめんなさい。再質問です。この地域密着サービスで、市町村によっては当然市町村の持っている委託とかしている場合がありますよね。その事業所に対して、市町村の負担金を使って委託事業者が委託をしている場合もあるかと思います。その場合、市町村によってはやはり市町村住民に限定するっていう取り決めがあるような場合があるかと思うんですが、その点は今回の緩和に関しては特に影響はないというか、変える必要はないということでよろしいんでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。今後は申請の手続きが省かれますので、市町村長の同意は必要ございません。じゃあ、どこが入所を認めるかっていうのは事業所が認めますので、そういったことを勘案しながら事業所が検討しているというところでございます。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。以上で一般質問を終わります。ありがとうございます。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩します。

休 憩 （午前11時29分）

~~~~~

再 開 （午前11時29分）

○副議長 眞栄田絵麻 再開します。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 先ほど新垣議員の質問の中でですね、地域密着型の方の利用制限の答弁の中で補足がございますので、ご説明したいと思います。先ほど、市町村長の同意はいらないというところで公表にしておりますけれども、当然市町村単期で委託事業等々で行ってる事業所については市町村の作業ができますので、その部分ちょっと修正させてください。以上でございます。

○副議長 眞栄田絵麻 これで新垣千秋議員の質問を終わります。

続きまして、20番、志村幸司議員。

○20番 志村幸司 介護保険広域連合議会の

皆さん、お疲れ様です。お世話になっております。

一般質問に入る前にですね、少し私の今起きていることというんですかね、考え、お話ししたいことがあるんですけれども。皆さんも全員ご承知の通りで、少子高齢化、労働人口の減少、これからそういう社会を迎えていくということはもう間違いない。その対応していくのが喫緊の課題ということになるのかなと思いますけれども、こういう全てですね、今子育てを、例えば子育ての問題で介護の問題、そういうことがこう切り口として分けられて話をされてますけれども、時にはどっちを優先すべきなのかと、優先順位をつけるべきだなんていう議論も出ているのを聞きます。これはやっぱり生活のもう社会的な基礎インフラですので、そこに優先順位はないはずなんです。それはもうどちらでも絶対守っていかないといけない。子育ても大事、子育て世帯を守ることでも大事で、介護保険を守っていくということも大切という認識で私は考えております。これは、いろんな施設もやはりこう利用者の目線、事業者の目線、色んな目線で、大きな目線、小さな目線、鳥が鳥の目で見ると、蟻の目で見ると言いますが、そういう広域として大きな目からと。また地域の小さな目で利用者の目、事業者の目をそれぞれの目でより細かく解決してそのインフラを守っていくということが大事じゃないかなという風に考えております。

ちょっとそういう気持ちも込めまして、一般質問に入らせていただきます。今回、一問一答式でお願いしておりますので、1項目だけお話しするということで、あとは自席で質問することになります。まず1つ目、質問事項の1つ目に入ります。介護保険サービス利用者視点での取組について、先ほど言いましたけどもその利用者の視点ですね。での取り組みについてお聞きします。1つ目、初めて介護保険サー

ビスを利用する方及び利用を検討したい方、というのはどのように現状情報を得てるのか、どういう風に情報を得たらいいのか、これについてご答弁ください。では、引き続きは自席で行います。

○副議長 眞栄田絵麻 答弁を求めます。豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問の（１）について、お答えします。当広域連合では年２回発行しています広報誌から市町村介護保険介護担当課連絡先の情報を得ることができる他、当広域連合ホームページ内に「利用までの手続きについて」が掲載されています。しかしながら、高齢者が当広域連合ホームページから情報を得られる方というのは限られると思われるので、まずはお住いの市町村の高齢者福祉・介護保険担当課へ電話や来所して相談する。そこで、市町村が設置している高齢者の総合相談窓口の地域包括支援センターに繋いでもらい相談することができます。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 現状はこう、ホームページ等で掲載をして、基本的な入り口としては各市町村の包括支援センター、見ていただくという流れだという風に今聞いて理解しております。実は私もですね、自分自身でやってみなきゃわからないと思って2、3件一緒に立ち会って手続きの課題を踏んでみたんですけども、非常にですね、入り口のところで分からない。今もうまさに言った通りなんですよね。包括ケアセンターに行く、ケアマネージャーさんに聞くというのが全ての今入り口になってしまってますので、あらかじめ何か自分なりに見たい情報がわからないままで、とりあえず聞いてみなさ

いという風な流れになって、というのが現状です。私自身が2、3人ご案内した中でも、いつもそういう話になります。もう詳しくはケアマネージャーさんに聞いてください。包括先生から聞いてください。そういうことになります。ですから、私は最低限ですね、例えば、今もちろん冊子がございますので、冊子全体図を見ればこうわかることはわかるんですけども、何が利用者が、利用者目線です、何が必要かっていうと、どういう病院が必要あるんだな、どういうケアサービスの施設があるんだとか、そういうところからまず全体像から見て、じゃあ私は何が必要なのか、誰に聞いたらいいのかっていう風に降りていくはずなんです。普通のもの探し方は、検索の仕方をですね、誰に聞けばいいかではなくて、どういうものがある、じゃあ誰に聞いたらいいかになるはずなんです。その視点が欠けてるので、今は直接もう包括先生が聞くしかないという風になってると思うんですね。で、そういう視点でもう1枚立てるのも、本当にペラでもいいんです。1枚のペラでもいい。こう全体と、パッと図で分かるように形のものが。病院はこんな種類があるよ、保健施設があるよ、ありますよね。色んな施設の種類がありますので、そういうものがこう一覧で出て、こういうものがこの活動の中ではある、あなたが使えるようではない、こういう全体像としてこういう仕組みがあるよ。で、必要なものはケアマネージャーさんがいっぱい情報を持っていますってことになるわけですね、包括支援センターに。だから今の資料ではそれがわからないので、我々はわかります、何回も読んで。でもわからないから来るわけですね。本当はご自身で最初にもうちょっと情報を持ちたいわけです、利用者。そういう視点でそういうちょっと、フローっていうんですかね、フローチャートでも結構ですので、そういったものをちょっと考えていただ

けないですか。ご答弁ください。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 志村議員の再質問にお答えします。現状といたしましてですね、やはり利用者目線でのものがちょっと分かりづらいということがありましたので、これにつきましてはですね、広報誌やホームページの方の内容についてもですね、再度広域連合内ですね、利用者目線でのやはりこの分かりやすいホームページ・広報誌というのをもうちょっと再度検証しながらですね、工夫したホームページの掲載・広報誌の発行をしていきたいと考えております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 今ちょうどですね、入口がこれですね、進められた地域で、これがそうなんです。全体の図にはなってるんですけども、どこに行くのかとかそういうことから想定できない、これはもう聞きなさいになってるんですね。で、後ろの方にはその説明がある、ケアマネージャーさんのところに、包括支援センターに行つてとか、後ろのページにありますよね。その動線にはなっているんですけども、やはりこう利用者の目線からすると、この何ページもめくってやっとな読み込んで意味がわかるみたいなのではわかりにくいとか、全体像がバサッとわかって、その後読み込んでいくということから頭に入ると思うんですね。ですから、それは是非進めていただきたいと思います。それから、今ホームページ等で告知していて、先ほどのご質問もございましたけども、森を活用したりとか、そういう風な情報提供をしていくということございましたけれども、この内容についてもですね、しっかりこう情報を提

供していただきたいんですけれども、やり方としてですね。今各市町村で、先ほどいろんな媒体で報告が、市町村、方法があるよっていうお話されてましたけれども、私のところの与那原町の場合はLINEに力を入れてるんですね。SNSです。で、すごいやっぱりホームページってのはわざわざ見に来ないと見れないんですけれども、LINEとかのLINE友達登録をすればプッシュ型で入るので、嫌でも出るわけです。なので、そういう仕組みをうまく活用して、それを使ってるところにはそれにのっけてくださいっていうのを、広域連合の方から申請すればいいのかな、そうすればもう少しいいかなと思いますので、先ほど申し上げたそういうちょっと表紙的なものですね、わかりやすい、利用者目線のわかりやすい全体像がわかる資料を作って、それも一緒に、それこそそれを最初に投稿していけばいいと思うんです。で、詳しくは各役場の包括支援センターへ、とかケアマネージャーへ、とか書いたらいいと思うんですね。まず、だから全体像があって、知るためにそこに行くんだという流れを作っていたいただきたいなと思います。

では、今1、2をまとめてお話した形にちょっとなってしまいましたので、大きな2つ目の質問に入らせていただきたいと思います。介護保険制度の安定的持続のための取組について伺います。それで、先ほど申し上げました色々、子育ての事業であるとか色々、先ほども言いましたが、優先順、それこそ将来的なことを考えたら子育ての方が優先じゃないかなんていう声が聞こえてくるわけですね。もう絶対そんなことはない、やっぱりそれはインフラとして両方大事ですので、という視点でそれを継続していくために質問をしております。1つ目、2024年4月1日からBCP、事業継続計画ですね、の策定が完全義務化されます。事業者の現状の対応状況について伺います。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 では、BCP策定の事業者の対応状況についてお答えいたします。令和3年制度改正より感染症や災害が発生した場合においても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を令和6年3月31日までに策定することを義務付けられており、令和3年度から令和5年度の間は経過措置期間となっております。令和3年度末時点では、39事業所で策定済み、190事業所の方が調整中となっております。令和6年度3月末には全事業所が策定できるよう、集団指導及び運営指導等により指導してまいります。令和6年3月末です。以上で答弁を終わります。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 先だって元の震災がございましたけれども、あの方でもそういう避難計画であるとかですね、高齢者の介護さんの対応が大変であったということがこのニュースでも流れてたと思います。これは沖縄でもまず起きることだと思えるべきですので、このBCPってのはものすごく大事なことだと思います。ただ、私が危惧しているのは確か法律にはなるけれども、決まりにはなるけれども、罰則規定は設けないという、確かお話ですよ。ということは、本当に連合会とかで本当にこう上からきちんとやっていかないと、知らんぷりするとか、別に罰則ないんだったらいいかなみたいな感じのことが起きるんですね。でも事故が起きてからでは遅いですよ。それでですね、特に私が多分課題だなと聞いた時点で思ってるのは、小さい事業所、何か起こっても多分対応しきれないような気がするんですね。現実的にこれたくさんの項目もあって、具体的にその内容がどうなる

のかっていうのをチェックされるので 難しい。
だから、その中でうまくできるように、小さい
もの同士で協定を組むとかですね、協定を含ん
で1つのBCPで取り組むみたいなことが可能な
のかとか、その辺ちょっと考えられないです
か。その辺もしやるとすれば、連合会から動か
ないといけないと思うんですよ。ご答弁くださ
い。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 再質問にお答えいたし
ます。今お話あったように、災害に対する事前
の対策っていうことになりますので、今の色々
アンケートしてる中では、感染症等に対するで
すね、勉強会やったりっていうのはかなり進ん
でる状況にあるみたいなんですけれども、こ
のBCPの作成には中々至っていない。で、こち
ら厚生労働省の方からもですね、雛形の方も出
されていて、この雛形に沿ってしっかり作成し
てくださいということで、広域連合の方でもで
すね、メールだったりホームページ等で周知は
してるんですけど、中々進まない状況がありま
す。ただ、先ほど減算とかはないんじゃないかっ
て話があったんですけど、これはですね、令和
7年から、来年度から減算対象になってくる内
容になりますので、それも含めてですね、事業
所の方には一応そこまで6年度中にとかってい
うことでもなくてですね、この3月末までには
雛形があることから、それを元にしっかり作成
してもらおうと。で、雛形も多分作成したら意味
ないんじゃないかっていうところあるかなと思
うんですけど、実際はですね、雛形を見ながら
やることによって、その内容もしっかり事業所
の方に周知されていくと考えております。そ
の辺はしっかり広域連合としても作成してもら
えるように対応していきたいと考えておりま
す。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 罰則をできるよ、先々は
ということがあればそれに向けてというか、実
際にはスタート、この4月ですので、この2ヶ
月ですね、猛ダッシュでやらないといけないこ
とだと思います。で、現実のですね、その何て
言うんですかね、組織の助け合いというか、こ
の事業所同士の連携協定みたいなのを結んでと
かいうのは、これは連合会から提案できないん
ですか。可能かと思うんですけどいかがです
か。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 再質問にお答えいた
します。この連携体制についてはですね、この
BCPの計画の中でですね、こういう場合はどの
事業所と連携を取るとかっていう内容も含まれ
たものになりますので、一応基本的には事業所を
個々で作っていただく、その事業所が必要に応
じて必要な内容について連携を図る場所を設定
して、いざ起こった時にどこをトレーニングし
てどういう風に進めていくかっていうのを定め
るのがこのBCPになりますので、その辺は広域
連合としても変わらず個別に作成していただ
けるようにですね、支援の方をしていきたいと思
います。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 可能な限り個別に作成で
きるように支援していくということですので、
それでよろしいかと思います。ただ本当に気を
付けないといけないのが小さいところ。本当の
小規模事業所というのはそういう書類作りのた
めにいつもてんやわんやになるので、その辺

ちょっと現実も踏まえて、そういうところにはよりこうちょっと手厚く分かりやすい情報を流すとか、そういうことをよろしく願いいたします。

では、2つ目の質問にまいります。労働力不足への対応及び効率化を狙って、人員配置の基準の見直しや、今回実際になされましたけれども、ケアマネジャー1人あたりの担当者数の上限の緩和、10日が検討されてきて、一部が実行されてるということでよろしいでしょうか。これはですね、サービス関係労働者の負担増で、利益、利用者へのサービスの低下というのが当然こう懸念されるわけですが、広域連合としてどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。もし事前にアンケートとかそういうものがもしあったのであれば、その辺も踏まえて含めてちょっとご報告をお願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 では、(2) サービス関係労働者の負担増、利用者へのサービス低下についてお答えいたします。今回の改正に当たり、令和4年度に国において上限数を越えてプラン作成した事業所及び利用者への調査を行っており、事業所に行った調査では、各項目について業務量が変わらないと答えた事業所45%前後でありました。また、利用者に行った調査では、各項目において「変わらなかった」、又は「良くなった」と回答した方が70%を超える状況であった。また、今回の改正により事務の効率化が行われていることから、適正な業務運営が行われると考えております。以上で答弁を終わります。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 今非常にこう仕事量は増

えたはずなんだけれども、答えはいい答えをいただいてるという内容だなという風に思います。負担が増えて、利用者の方の中身としても、いや逆に変わらないし、よくなってる部分もあるよみたいな話であれば、より効率化の方が進んだのかなと思うんですけども、それは何でそれだけ効率化できたんですか。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩します。

休 憩 (午前11時53分)

~~~~~

再 開 (午前11時53分)

○副議長 眞栄田絵麻 再開します。

大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 お答えいたします。この国のアンケート時点ではですね、ケアマネに対する法律化っていうのは、まだ今回の法改正で、今回の条例改正に基づいてですね、効率化の方が行われておりますので、この効率化が行われていない状況の中での調査に入る、国の調査についてはですね。実際この、そうですね、この効率化で今回、その状況に加えてですね、今回の法改正によって、モニタリングのリモート化であったりですね、あと利用者への説明を義務だったのがどういう風に変更ったり、あと管理者の要件が変わったりとかっていうところでですね、という意味では効率化の方が行われているので、よりスムーズに運営ができるのではないかと考えております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 効率化と一緒にそういう人員を増やしたという形になっていけば、まず可能なかなという風には思います。あと、人員配置基準については、3対1が4対1になるという話がございましたよね。で、先進取り

組みをしているところは3人に1人ではなくて、3人に0.9人で、今というような基準が去年の年末発表されてましたけど、多分今試験的に導入されてるかなんかだと思うんですけども、その辺はどんな状況でしょうか。情報が入ってますか。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 今、この先進的な取り組みを行っている事業所については、特定施設入居者生活介護のですね、3名に1人のところは0.9人が可能である。これはですね、今回の条例改正の方で追加配信されてる内容となっております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 当然ですけども、これも作業の負担になり、サービス力の低下ということが同じように、先ほどのケアマネージャーのより多く見れるようになったと、5名ですかね、多く見れるようになったという制度と全く同じかと思うので、是非そういうこと、結局継続させるために何が大事なかなので、事業者の利用者はまず大事ですね。で、事業者も守らないと、ちゃんと運営できるようにしないと続かないですね、この制度自体が。ですから、その労働負荷にならないように、サービス低下になってないとか、そういうところも広域連合としては各地域に聞き取りして、きちんと吸い上げていただきたいなと。それはちょっと定期的に報告いただきたいと思うんですけども、いかがですか。可能ですか。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 お答えいたします。事

業所の状況を全事業所確認するのはなかなか厳しい状況もあるかなと思うんですけど、実際に広域連合の方では運営指導の、更新時期にはなるんですけども、運営指導の方を行っておりましてですね、その時には実際事業所がその内容をちゃんと整えているかであったり事業所の状況とかもかなり細かく把握しておりますので、そういう中でしっかりできているかという指導条件の方、行っていきたいと考えております。あと、また集団指導の中でもですね、しっかり体制が整えられる方法を考えて、あと、その内容はこの議会の運営の報告っていうことになるんですけども、その辺についてはですね、実際どういう風にこの情報収集ができるかも含めてですね、ちょっと検討を行ったうえで、提供できるかどうかも含めて検討させていただきたいと思います。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 最後に、ICTとかロボット化っていうのはどのように進めてますか。今の効率化に絡んでますよね。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 ICT、ロボとかについてはですね、また今、国・県の方でも推進している内容になります。なのでそれについてはですね、またちょっと詳しい情報っていうのは、またどの事業者がどういうロボットを入れるとか、どういう体制でやってるかっていうのは中々まだ把握はできてないんですけども、それについてもまた国・県とかで情報があれば、また事業所の方に周知して行って、普及を推進していきたいと考えております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 情報収集等、周知、水平撤回ですね、を徹底していただくということでよろしく願いいたします。以上、質問終了します。

○副議長 眞栄田絵麻 これで志村幸司議員の質問を終わります。午後は1時30分から再開いたします。

休 憩（午前11時59分）

~~~~~

再 開（午後1時30分）

○副議長 眞栄田絵麻 こんにちは。再開いたします。

日程第7 報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 報告第1号専決処分の方法について。地方自治法第110条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第1項の規定により報告する。令和6年2月15日 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

専決処分 地方自治法第180条第1項の規定により平成15年8月27日議会の議決により、指定された法律上、広域連合の義務に属する意見100万円以下の損害賠償額をとって、並びに訴訟の価格が100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に基づき損害賠償の額を定めることについて下記の通り専決処分とする。令和5年11月30日 沖縄県介護保険広域連合連合連合長 當山宏。

損害賠償の額を定めることについて 次の通り車両事故に係る損害賠償の額を定めることについて専決処分する。1、相手方F氏。2、損

害賠償額5万1,000円。3、事故の他にも車両事故による廃棄物損害賠償。令和5年10月8日水曜日13時10分、介護保険認定調査業務において、対象者宅マンションに入庫して方向転換のため後進したところ、目測を誤り、ガスタンクを囲うフェンスを損傷したものでございます。令和5年11月30日に示談が成立いたしましたので、専決処分を行うものとなります。報告第1号の説明は以上です。審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は報告案件のため、討論、評決は要しませんので、以上をもって報告第1号 専決処分の報告についてを終了いたします。

日程第8 議案第1号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
金城事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第1号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。令和6年2月15日提出。沖縄県介護保険広域連合連合連合長 當山宏。

構成市町村における会計の任用職員の期末手当支給状況を踏まえ、会計年度任用職員の期末手当の支給月数を改定する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由となっております。それでは、詳細についてご説明いたしますので、1ページの方をご覧ください。

フルタイム会計年度任用職員の期末手当第10条沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の改正に合わせ、改正前、下線の部分を改正後削除しております。パートタイム会計年度任用職員の期末手当第16条沖縄県介護保険広域連合一般職員の給与に関する条例の改正に合わせ、改正前、下線部分を改正後削除しております。なお、条例改正に伴い、期末手当となっております。

議案第1号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。審議のほどよろしくをお願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 異議なしと認めます。従って、議案第1号 沖縄県介護保険広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案通り可決さ

れました。

日程第9 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第2号 沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。令和6年9月15日提出。沖縄県介護保険広域連合連合長 當山宏。

理由。指定居宅サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例により、指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部が改正されるため、沖縄県介護保険広域連合の定めている条例についての所要の改正を行う必要がございます。これが本案を提出する理由となっております。なお、詳細については条例改正に伴い要する法律の規定の改正及び文言の修正、追加、削除を行い、議案書1ページの右側改正前、左側改正後の対象業務通り所要の改正を行っておりますので、お目通しのほどよろしくをお願いします。また、この条例は令和2年4月1日から施行となっております。

議案第2号 沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありません

でしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。 討論はありませんでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第2号 沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。 本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 異議なしと認めます。
従って、議案第2号 沖縄県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案通り可決されました。

日程第10 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第3号 沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。令和6年2月15日提出。

沖縄県介護保険広域連合連合連合長 當山宏。

理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する条例により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されるため、沖縄県介護保険広域連合で定めている条例についても所要の改正を行う必要がございます。これが本案を提出する理由となります。なお、詳細につきまして条例改正に伴い、運用する法律の規定の改正及び論法の修正、追加、削除を行い、議案書1ページの右側改正前、左側改正後の対照表の通り所要改正を行っておりますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。また、この条例は令和6年4月1日から設定となっております。

議案第3号 沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

永山議員。

○18番 永山清和 何点か確認させてください。新旧対照表をちょっとご覧いただきたいと思います。第4条（従業者の員数）のところですがその最後、最初ですね、地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者っていうのがあるんですが、この地域包括支援センターと指定介護予防支援事業者とのその関係っていうか位置付けですね。この辺がちょっとよく理解できません。ほとんどの市町

村が地域包括支援センターを直営してると思うんですが、この文言からすると指定介護支援事業者ってのは市町村でよろしいのか、ご確認ください。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 質問にお答えいたします。まず、この指定介護方支援事業所についてはですね、通常は包括支援センターが設置する事業所、今まではですね、包括支援センターしか設置できない。つまり委託であれ直営であれ、包括支援センターが設置する事業所が介護予防支援事業所ってことだったんですけども、今回の改正でですね、居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所を設置できるようになっております。その中でですね、包括支援センターが設置する場合と居宅介護支援事業所が設置する場合の基準を新たに追加してるっていうのが今回の改正の内容となっております。

○副議長 眞栄田絵麻 永山議員。

○18番 永山清和 包括支援センターが指定介護予防支援事業所を設置するということですね。その中にはケアマネさんとかいらっちゃって。そう、介護支援事業者からケアマネさん、保健師、社会福祉士がいる形でよろしかったですか。で、今回居宅介護支援事業所さんが包括支援センターを…？ちょっとその辺をもう一度お願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 質問にお答えいたします。指定介護予防支援事業所についてはですね、包括支援センターが設置をして、この指定介護予防支援事業所としてこのケアプランを立

てることになる、要支援の方ですね。なので、この包括支援センターが設置する介護予防支援事業所についてはですね、包括支援センターの3職種、保健師、主任介護支援専門員、あと社会福祉士の方がプランを立てることが可能となります。なので、ただ、通常指定居宅介護支援事業所、通常のケアプランを作る事業所の方です。そこもですね、今回から介護予防の指定を受けてプランを作ることができることになってですね。なので、その指定居宅介護支援事業所が設置する場合には、ケアマネを設置しないといけないのであったり、管理者は主任介護支援専門員でないといけないとかっていうこの基準が新たにですね。指定居宅介護支援事業所が設置する場合の基準を新たに追加している、ということです。

○副議長 眞栄田絵麻 永山議員、挙手をお願いします。

○18番 永山清和 ありがとうございます。後で詳しくお話聞かせてください。でも、ちょっと本を見たら、地域包括支援センターの設置者である指定管理予防支援事業者が包括支援センターの設置をするんですね。地域の包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業所。指定介護予防支援事業所が包括支援センターの設置するという意味ではないですね。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 お答えいたします。こちらについてはですね、書いてあるように地域包括支援センターの設置者である介護予防支援事業所です。つまり、包括支援センターを設置しているところが設置する指定介護予防支援事業所っていう表現になっている。今まで包括支

援センターしか設置できなかったのも、この文言もいらなかったのですが、今回から新たに指定居宅介護支援事業所が設置できるようになったので、1番についても包括支援センターの設置者が設置する場合、という表現になっております。

○副議長 眞栄田絵麻 永山議員、挙手をしてから質問してください。

○18番 永山清和 一番確認したいところですね、第5条の3です。3の中の管理者についてですが、この主任介護支援専門員ということが今回入ってるんですけども、その主任介護支援専門員が設置できない、いないということにはならないのか。あるいはそれを置く際に、置けない場合はみなし規定とか、そういうこともあるんじゃないか。そのところ確認させてください。

○副議長 眞栄田絵麻 ちょっと休憩します。

休 憩 （午後1時50分）

~~~~~

再 開 （午後1時51分）

○副議長 眞栄田絵麻 再開いたします。

他に質問はありませんでしょうか。

東江議員。

○11番 東江清和 30条、30条をですね。ちょっとこれは、7ページの表現方法を言い直すとね、文言の方、例えば30条の上の方、少なくともサービスの提供を開始する月の翌日からしか。これ次、この3月をどういう読むのか、3ヶ月というものが3つというのがこれを書いた。これと関連して、次の方の中にも、「ミツキ」という、3月というのが出てくるわけですけどね。この文言の読み方をちょっと局所、そ

ういう場合に思えるのか、ちょっと確認したいです。よろしくお願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 大城業務課長。

○業務課長 大城朝敏 質問にお答えいたします。こちらについては、基本的には何月とかっていう、中々この条例とかでは発生しないということですね、国からの省令の中で この表現での改正が出されてますので、今同じように「ミツキ」、3月とかっていう表現をしてるところなんで、基本的には全部何ヶ月かっていう表現になってます。3ヶ月か3月（ミツキ）、3月とかということではないですね。はい、以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 東江議員。

○11番 東江清和 こういう条例、あるいは皆さんに理解するような表現の方向に持っていく方法をするんですね、例えばこの3月を3ヶ月とか「ヶ」をつけるとか、あるいはミツキとか、こういったようになってもらおうと、客観的な判断を非常に、さようですね。私たちは。この3月というのは月を表すのか、～ヶ月ということなのか。この条例中いたる所にこういう表現出てきますので、できればひと月単位の月を表す、ということであれば3月ですけど、この1年の何月で、何ヶ月に1回とか、こういう例えば何ヶ月とかあるいはミツキとか。こういうような表現の方法に改良はどうかと思うんですが、いかがでしょうか。局長。中央から示された法律上だと思っても、何か中々理解しにくいところがある。

○副議長 眞栄田絵麻 金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。基

本的には議員さんがおっしゃってるのを理解はしてはるんですけども、我々といましては、国、省令で定められた文言でしっかり条例を改正させていただきたいというところでお願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 東江議員。

○11番 東江清和 じゃあ、すいませんけど、今、局長、このアの方、どういう場合の表現、ちょっと読んでいただけますか。そうするとちょっと理解ができるかと。ちょっと読んでいただければ。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩いたします。

休 憩 （午後1時56分）

~~~~~

再 開 （午後1時56分）

○副議長 眞栄田絵麻 再開いたします。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 ア 少なくとも、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して、3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があった時は、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩いたします。

休 憩 （午後1時57分）

~~~~~

再 開 （午後1時57分）

○副議長 眞栄田絵麻 再開いたします。

これから質疑を。質疑、他にありませんでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

んか。

（「討論なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第3号 沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議は有りませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 異議なしと認めます。

従って、議案第3号 沖縄県介護保険広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例は、原案通り可決されました。

日程第11 議案第4号 沖縄県介護保険広域連合 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について議案理由の説明を求めます。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第4号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。令和6年2月15日提出。沖縄県介護保険広域連合連合連合長 當山宏。

理由。指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正

されるため、沖縄県介護保険広域連合で定めている条例についても所要の改正を行う必要がございます。これが本案を提出する理由となります。なお、詳細については省令改正に伴い運用する法律の規定の改正及び文言の修正、追加、削除を行い、議案書の1ページと右側改正前、左側改正後の対照表の通り所要の改正を行っておりますので、お目通しのほどよろしく願いたします。また、この条例は令和6年4月1日から施行を行っております。

議案第4号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の説明は以上でございます。審議のほどよろしく願いたします。

**○副議長 眞栄田絵麻** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

**○副議長 眞栄田絵麻** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

**○副議長 眞栄田絵麻** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第4号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○副議長 眞栄田絵麻** 異議なしと認めます。従って、議案第4号 沖縄県介護保険広域連合

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第5号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について議案理由の説明を求めます。

金城事務局長。

**○事務局長 金城博文** 議案第5号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。令和6年2月15日提出。沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

理由。指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令による地域密着型介護予防サービスの事業の支援、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の保護に関する基準の一部が改正されるため、沖縄県介護保険広域連合で定めている条例についても所要の改正を行う必要があります。これが本案を提出する理由となります。なお、詳細につきましては条例改正に伴い運用する法律の規定の改正及び文言の修正、追加、削除を行い、議案書の1ページの右側改正前、左側改正後の対照表の通り所要の改正を行っておりますので、お目通しのほどよろしく願いたします。また、この条例は令和6年4月1日から施行となっております。

議案第5号 沖縄県介護保険広域連合指定地

域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

**○副議長 眞栄田絵麻** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんでしょうか。

（「質疑なし」の声あり）

**○副議長 眞栄田絵麻** 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんでしょうか。

（「討論なし」の声あり）

**○副議長 眞栄田絵麻** 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第5号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

**○副議長 眞栄田絵麻** 異議なしと認めます。従って、議案第5号 沖縄県介護保険広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第6号 沖縄県介護保険広域

連合介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について議案理由の説明を求めます。

金城事務局長。

**○事務局長 金城博文** 議案第6号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例。上記の議案を提出する。令和6年2月15日提出。沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

理由。沖縄県介護保険広域連合第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの保険料を改定する必要があるとございます。これがこの議案を提出する理由となっております。 それでは詳細についてご説明いたします。議案書1ページ右側改正前、左側改正後の対照表でご説明いたします。保険料率 第7条改正前下線部分、令和3年度から令和4年度を改正後、下線部分の令和6年度から令和8年度。また、改正前下線部分、表を改正後下線部分の各号に改めております。 また、改正前下線部分、次の表を改正後下線部分の当該各号を行うため、改正前の表を削除し、14ページから18ページの各号を新設しております。

19ページをお開きください。19ページ第2項改正前下線部分前項中、（1）例第39条第1項第1号を改正後下線部分の前項第1号から第3号まで、改正前下線部分、令和3年度から令和5年度を改正後下線部分の令和6年度から令和8年度。また、改正前下線部分、同号の規定にかかわらずそれぞれの額1の（1）を2万2,723円、2の（1）を2万4,480円、3の（1）を2万7,022円を改正後、下線部分これらの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。1号前項第1号に該当する者2万3,697円、2号前項第2号に該当する者4万326円、3号前項第3号に該当する者5万6,956円にそれぞれ改めております。 また、第3号、第4号、第5号について

はそれを削除しております。

20 ページをお開きください。賦課期日後に第1号被保険者の資格の取得又は喪失等があった場合の取り扱い。第9条第3号、改正前下線部分、又は第6号口、改正後下線部分の第6号口、第7号口、第8号口、第9号口、第10号口、第11号口、第12号口又は第13号口に文言の追加を行っています。また、改正前下線部分第5号を改正後下線部分の第13号に改めてございます。

21 ページをご覧ください。施行期日 第1条この条例は、令和6年4月1日から施行する。経過措置第2条、改正後の沖縄県介護保険広域連合介護保険条例第7条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の前年度分の保険料については、なお、従前の例による。

議案第6号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。審議のほどよろしく願います。

**○副議長 眞栄田絵麻** これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

新垣議員。

**○13番 新垣千秋** 議案第6号につきまして質問いたします。現在ですね、今コロナ禍も明け落ち着いてるとはいえ、物価高騰等、経済的に厳しい状況。今回第9期の策定の年であるということは理解しているんですが、このタイミングで今回改定を行ったという経緯というのを伺えればと思います。逆に言うと、タイミングをずらして10期の改定でも良かったのではないかなと思うんですが、その点ご説明をもう少し詳しく願います。

**○副議長 眞栄田絵麻** 金城事務局長。

**○事務局長 金城博文** それではお答えいたします。この均一賦課についてはですね、広域連合設立当初よりも話がありました。保険料の均一化については市町村団体での当初保険料に踏まえる開きが生じておりまして、また、離島及び飛地になっている等地理的な問題等が考慮され、原則1保険者、1保険料であるということで、厚生労働省より第2期事業計画から第3期事業計画までの6年間の3ランク制での均一賦課が認められておりました。しかしながらですね、均一賦課はあくまでも経過的な措置ということで、国民健康保険やその他地方での取り扱いを踏まえておおむね5、6年が適当であると見解が示されておりました。そこで、現在第8期事業計画までの均一賦課が認められておりましたというところでございます。そこですね、令和2年7月に行われました運営の会議において事務の保険料を把握いたしまして、第8期事業計画での均一賦課の提案をさせていただき、その際ですね賛同を得られず、再度協議を重ねまして、令和2年10月に行われました運営会議において、改めて第9期事業計画での均一賦課の実施を提案させていただきました。我々の当初の計画では8期でありましたけれども、これが9期にずれ込んでおります。それで構成市町村、29市町村長の、全会一致の賛同でですね、第9期の均一賦課の提案をさせていただいているというところでございます。以上です。

**○副議長 眞栄田絵麻** 新垣議員。

**○13番 新垣千秋** 第8期で導入予定であったということではあったんですが、その3年前と今、現状とではコロナの前・後ということで

状況も変わっているかと思います。 その部分を鑑みると、今の社会情勢の中で一部でも引き上げに繋がるようなものはあまりよろしくないのではないかという観点で、今質疑をさせていただいてるんですが、今回の改定では第1段階から第3段階まで軽減措置をも見られてるってということで、その部分で軽減対象になる皆さんがこう増加する傾向もあるかと思うんですね。 その点を考慮した上で、今回のタイミングでの改定ということになるんでしょうか。 その点、少しお願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 金城事務局長。

○事務局長 金城博文 もう令和6年からはコロナの影響等々見込んでおりません。確かに、物価の高騰等もございますので、そこはですね、先日もご説明させていただきました通り、軽減対象者、軽減の措置、国が示している1段階から13段階ではなく、広域独自で16段階から設定させていただいております。そういったところで低所得者の皆さんの負担軽減を図っているところでございます。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 他に質問ございませんでしょうか。

永山議員。

○18番 永山清和 お願いします。 ちょっと仮定の話になってくるんですが、午前中の一般質問の方でありました、この保険料の会計に関する周知の方法等について話があったんですが、ちょっと昨日の全員協議会の中の資料にですね、中の4ページです。保険料の試算値があって、基金が投入される前と投入された後なんですけど、これちょっと比較の仕方がちょっとどうなのかなと思ったんですが。 4ページの第9期均一保険料額（基金投入なし）（B）でいうと

7,495円。これは8期と比較した場合、1ランクの時の基準額が6,312円で、2ランクが6,800円、3ランクが7,500円。基金投入した後の比較でいきますと、1ランクの市町村である伊平屋村、北中城村、それから北谷町、南大東村、八重瀬町、久米島町に関しては実績1ランク基準額6,312円に対して第9期6,919円。はというとプラス617円の保険料が上がると。で、2ランクの場合はプラス129円で、3ランクはマイナス577円になってるんですが、この試算値である中で基金を投入する、言いたいのは、周知の方法も中身の話になってくると思うんですね。仮に条例改正が可決された場合は周知の方法に関わっていくと思うんですが、今回21億円という基金を投入することによってこれだけの保険料を抑えることができたということになるはずなんですけど、その基金の中身っていうのは、保険料の増額だったり、あるいは給付費の減だったりによって生み出された基金であって、これが次期ですね、基金があるかどうかはわからないと思うんですよ。 来年、次の10期の時も20億円ぐらい金があるかどうかっていうのはないかと思うんですよ。それからすると、周知の方法として、周知の中身として、今回は基金を入れることによって保険料はこれだけに抑えられましたよっていう話だと思うんですね。 そういうことしないと、結局なんか今までの使い方、言えば給付の使い方をしててもそんなに上がってないっていう感覚になるんじゃないかなと思うんですけど、それを基金入れたことによってこうだったんですよっていうこの比較みたいなのを入れていかないと、利用者さんが、市町村民の方は理解できないんじゃないかな。 次回以降も保険料を抑えようと思うんだったら、そういうことを考えて周知をした方がいいんじゃないかなと思うんですが。 仮定の話なんです。 いかがでしょう。

○副議長 眞栄田絵麻 金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。ご質問のですね、この基金の投入の周知の方法ということでございますけれども、介護保険料だけに関わらずですね、国民健康保険等々、そういうところをですね、基金の投入をして保険料を定めておりますけれども、その際にこの基金を投入していくというような周知は行っていないという風に私は理解しております。もしですね、そういった周知も必要というようなことであれば、内部で検討した上でですね、そういったことも考えていきたいと思っております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 永山議員。

○18番 永山清和 ちょっともう一度お願いしたいんですが、基金を投入した場合、しない場合は基準額が7,495円で、基金を投入したから6,929円に第9期の基準額はなります。これの比較はやっぱ説明すべきだと思います。基金があるから6,929円で済んでるんであって、基金がなかったら7,290円、本来の額はこれですと。で、基金入れてから6,929円になったんですよ。これを説明しないと、基金はどこからのってという話になってくるし、次回も、次期からも基金があるかどうかもわからないという話になるんだったら、結局その介護保険の使い方も理解が進むんじゃないかなと思うんですよ。伝えた通りお願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩します。

休 憩 （午後2時22分）

~~~~~

再 開 （午後2時22分）

○副議長 眞栄田絵麻 再開します。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。この基金の購入についてはですね、9期だけの話でございません。毎事業計画ごとに基金の投入を行っております。その都度その都度、保健者の皆さんが、被保険者の皆さんもですね、いくら投入して保険料を抑えているというような説明は今までやったことがございません。ただしですね、議会等とあるいは運営会議等ではしっかり説明をさせていただいてるところであります。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 永山議員。

○18番 永山清和 すいません、ちょっと、じゃあ要望っていう形でお願いしたいんですが、必ずしも基金があるわけじゃないよっていうところは必要だと思うんですよ。そうだと思うんですよね。前回は12億、8期の時は12億いりました。今回は21億になりました。次回もあるかって保証はわからないし、保険料が上がるんじゃないかなっていう、そういう周知の仕方もあるんじゃないかなっていう話になります。それはそれで、私としてはそうあるべきだという要望であります。はい。いかがでしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩します。

休 憩 （午後2時24分）

~~~~~

再 開 （午後2時25分）

○副議長 眞栄田絵麻 再開します。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。保険料はですね、毎回毎回上がってきます。この要因といたしましては、給付費の増加によるものとなっておりますので、我々事業の中でも地

域支援事業等々ですね、しっかり取り組んでい  
きながら、その中でも給付費を抑えることに  
よって保険料が下がっていきますよというこ  
ろをしっかり周知していきたいという風に、  
考えております。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 他に質疑はありません  
か。

志村議員。

○20番 志村幸司 今の話が出ましたので、  
今の話ってものすごく大事なことだと思いま  
す。何故、本来上がったところでそれがこれ  
だけで済んでいる理由っていうのは明確に周知  
しないといけないと思います。そうしないと現  
実がわからないで、今こう下げていくための処  
分を重ねていきますで、その理解をいただきま  
すという答弁になったと思うんですけども、  
それだと、それはもちろん努力していかないとい  
けないので、でも基金がもしなかったら、今  
回こうなってたよっていうのは、ある意味わ  
かってもらわないといけないと思います。だから  
これは是非、今最初におっしゃっていた、公  
表するという形はしてほしいなと思います。こ  
れはもう本当に強く思いますね。本当に、オブ  
ラートにくるんだままでは良くならないと思  
いますよ。みんなで、やっぱり自分たちも自分  
たちの身として考えないといけないなと思うた  
めには、今現在どうだよ、このままでは将来ど  
うなる、だからどうしようねだと思うんですよ。  
それがこのある意味基金でオブラートにくる  
んで、生活者は楽なんですけれども、でも本当  
の改善にならないんですよ、この3年も本当  
は改善するための何か活動をそれぞれでやら  
ないといけないと思うんです。国民も、住民  
もです。ですから、そういう意味で是非公表  
していただきたいと思いますが、いかがです  
か。かたくなに公開？公表？しないって  
いう理由がちょっと

わからない。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩します。

休 憩 （午後2時28分）

~~~~~

再 開 （午後2時29分）

○副議長 眞栄田絵麻 再開します。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 お答えいたします。こ
の基金の投入額については、今までですね、
ちょっと公表していなかったのもありまして、
どういった対応をしていくかっていうのをで
すね、しっかり事務局の方で調査・研究しな
がらちょっとやっていきたいなと思ってます。
それと、基金の積み立て額についてはですね、
毎年の決算書の方等々で公表はしてございま
すので、そういったのを参考にしながらです
ね、どうできるかっていうのをちょっと確認
してみます。以上でよろしいですか。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 今ご答弁いただきました
けれども、できないという前提ではなくて、や
っぱり知らせないといけないなという視点で、
どうやったら、どうやってやったら分かって
もらえるかという視点で是非やってください。
やっぱりこう、今まで公表していないから公
表しないのが普通なんだみたいな感じが、我
々聞いたりするので、そうではなくて公表す
る、で、どうやったらわかりやすいかってい
う視点であって考えてもらうということでよ
ろしくお願いします。ありがとうございます。

○副議長 眞栄田絵麻 他に質疑ございま
せんでしょうか

（「質疑なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 眞栄田絵麻 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。

これから議案第6号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。この採決は挙手によって行います。議案第6号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例については 原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(「挙手多数」あり)

はい。ありがとうございます。全会一致です。
したがって、議案第6号 沖縄県介護保険広域連合介護保険条例の一部を改正する条例は原案の通り可決いたしました。

日程第14 議案第7号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第7号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第3号)。令和5年度沖縄県介護保険広域連合の一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,607万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,291万3,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による、令和6

年2月15日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

それでは、詳細についてご説明いたします。
事項別明細書の5ページをお開きください。

はい。それでは、歳入のご説明いたします。

3款1項国庫補助金272万8,000円の増額補正を計上しています。

4款1項県負担金469万円の増税補正を計上しております。

4款2項県補助金340万4,000円の増額補正を計上しております。

7款1項基金繰入金3,689万8,000円の減額補正を計上しております。歳入は以上でございます。歳出を説明いたします。6ページをご覧ください。

2款1項総務管理費1,390万2,000円の減額補正を計上しております。

2款2項賦課徴収費49万5,000円の減額補正を計上しております。7ページをお開きください。

2款3項調査認定費3,505万3,000円の減額補正を計上しております。

2款5項低所得者対策費455万1,000円の増額補正を計上しております。8ページをご覧ください。

4款1項償還金及び還付加算金6万1,000円の増額補正を計上しております。

4款3項繰出金1,875万8,000円の増額補正を計上しております。歳出は以上でございます。

議案第7号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第3号)の説明は以上でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 これにて提案理由の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

新垣議員。

○13番 新垣千秋 1点だけですね。予算書歳出、8ページになります。4款3項も繰出金ですが、低所得者保険料軽減繰出金になっております。その対象人数ですね。伺います。

○副議長 眞栄田絵麻 大城会計課長。

○会計課長 大城美恵子 対象の人数の方が4万2,459名となっています。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 新垣議員。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。今回の補正額に対して4万5,000人余りということではよろしいでしょうか。補正額分の人数でしょうか。

○副議長 眞栄田絵麻 大城会計課長。

○会計課長 大城美恵子 増加分の人数は1,212名となっていて、先程の人数はトータルの人数となっております。以上です。

○13番 新垣千秋 ありがとうございます。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 他に質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○副議長 眞栄田絵麻 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○副議長 眞栄田絵麻 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号 令和5年度沖縄県介護

保険広域連合一般会計補正予算(第3号)を採決します。この採決は挙手によって行います。

議案第7号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第3号)について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(「挙手多数」あり)

○副議長 眞栄田絵麻 全会一致です。従って、議案第7号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算(第3号)は原案の通り可決されました。

日程第10号 議案第8号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第8号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算(第2号)。令和5年度沖縄県介護保険広域連合の特別会計補正予算(第2号)が次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ27万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ389億5,536万4,000円とする。2項歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。令和6年2月15日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

それでは、詳細についてご説明いたします。事項別明細書の5ページをお開きください。

先に2款1項負担金99万8,000円の増加補正を計上してございます。

3款2項国庫補助金1,676万2,000円の増額補正を計上しています。

8款1項基金繰入金 3,798万2,000円の減

額補正を計上しております。6ページをご覧ください。

8款2項一般会計繰入金1,875万8,000円の増額補正を計上しております。

11款3項雑入173万5,000円の増額の補正を計上しております。歳入は以上でございます。

歳出を説明いたします。7ページをご覧ください。

1款1項介護サービス等諸費、こちらの方は歳入3款調整交付金から順当し財源切り替えを行っております。

2款1項介護予防・日常生活支援総合事業費185万4,000円の減額補正を計上しております。

2款2項包括的支援事業・任意事業費108万2,000円の減額補正を計上しております。8ページをご覧ください。

7款1項償還金及び還付加算金320万7,000円の増加補正を計上してございます。歳入は以上でございます。議案第8号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）の説明は以上です。審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 休憩します。

休 憩（午後2時43分）

~~~~~

再 開（午後2時55分）

**○副議長 眞栄田絵麻** 再開いたします。その前に訂正いたします。議案第6号 第7号については、挙手多数とお伝えいたしましたが全会一致に訂正いたします。これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

**○副議長 眞栄田絵麻** 休憩します。

休 憩（午後2時55分）

~~~~~

再 開（午後2時55分）

○副議長 眞栄田絵麻 再開いたします。これから質疑を行います。質疑はありませんか。質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第8号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は挙手によって行います。議案第8号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）については、原案の通り決定することに賛成の方は 挙手をお願いいたします。

（「挙手多数」あり）

○副議長 眞栄田絵麻 全会一致です。従って、議案第8号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合特別会計補正予算（第2号）は、原案の通り可決されました。

日程第16号 議案第9号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算を議題とします。

法案について、提案理由の説明を求めます。金城事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第9号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合の一般会計予算。令和6年度沖縄県介護保険広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ15億2,967万5,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。

一時借入金第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。歳出予算の流用第3条、地方自治法第220条第2項のただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和6年2月15日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。それでは、歳入のご説明いたします。事項別明細書の5ページをお開きください。

1款1項10億7,309万8,000円を計上しております。6ページをお開きください。

2款1項手数料233万5,000円を計上しております。対前年比較で90万3,000円の減となっております。

続きまして、3款1項2億6,042万8,000円を計上しております。対前年度比較で5,748万1,000円の減となっております。

3款2項国庫補助金868万2,000円を計上しております。対前年度比較で787万6,000円の増となっております。7ページをご覧ください。

4款1項県負担金1億3,021万4,000円を計上しています。対前年度比較で2,874万円の減となっております。

4款2項2,805万1,000円を計上しております。対前年度比較で838万1,000円の増となっております。8ページをお開きください。

5款財産運用収入、6款寄附金については、費目存置でございます。

7款1項基金繰入金1,422万2,000円を計上しております。対前年度比較で1,524万3,000円の減となっています。

8款1項繰越金1,100万円前年同額からの予算計上を行っています。9ページをご覧ください

い。

9款1項延滞金、加算金及び過料、2項預金利子については費目存置でございます。

9款3項雑入164万1,000円を計上しております。対前年度比較で31万6,000円の増となります。歳入は以上でございます。

歳出を説明いたします。10ページをお開きください。

1款1項議会費303万4000円を計上しています。対前年度比較で1万4,000円の増となっております。続きまして、15ページをお開きください。

2款1項総務管理費4億5,733万2,000円を計上しております。対前年度比較で4,218万9,000円の減となっております。続きまして、16ページをご覧ください。

2款2項賦課徴収費8,024万1,000円を計上しております。対前年度比較で690万9,000円の増となっております。18ページをご覧ください。

2款3項調査認定費3億8,521万4,000円を計上しております。対前年度比較で614万5,000円の増となっております。19ページをお開きください。

2款4項給付管理費1,391万4,000円を計上しております。対前年度比較で19万7,000円の増となっております。20ページをご覧ください。

2款5項低所得者対策費1,888万円を計上しております。対前年度比較で924万3,000円の増加となっております。

2款6項趣旨普及費1,267万6,000円を計上しております。対前年度比較で234万6,000円の減となっております。21ページをお開きください。

2款7項離島等支援事業費1,543万7,000円を計上しております。対前年度比較で160万5,000円の増となっております。22ページをご

覧ください。

2 款 8 項障害支援区分認定等事業費 1,724 万 3,000 円を計上しております。対前年度比較で 10 万円の増となっております。

続きまして、2 款 9 項地域支援事業費 183 万 7,000 円を計上しております。対前年度比較で 114 万 1,000 円の増となっております。23 ページをご覧ください。

3 款 1 項交際費、費目存置でございます。

4 款 1 項償還金及び還付加算金 5,000 円を計上しております。対前年度比較で 1,000 円の減となっております。24 ページをご覧ください。

4 款 2 項延滞金、費目存置でございます。

4 款 3 項繰出金 5 億 2,085 万 8,000 円を計上しております。対前年度比較で 1 億 1,496 万 3,000 円の減となっております。5 款 1 項予備費、前年増の 300 万円を計上しております。歳出は以上でございます。

議案第 9 号 令和 6 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算の説明は以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

新垣議員。

○13 番 新垣千秋 はい。1 点ですね。予算書の今 24 ページまでご説明いただいているんですが、その後ろについている給与明細書の部分ですね、26 ページの職員手当 2 の（2）の部分なんですけど、勤勉手当率等の改正によるということで説明もありますが、それが正規職員の分ということでしょうか。会計年度任用職員についてもこの部分で勤勉手当というのが来年度から入ってくるのでしょうか。その点、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 ご質問にお答えします。今回の勤勉手当についてはですね、職員の方に使っております。会計年度任用職員の勤勉手当についてはですね、地方自治法の改正より令和 6 年度より会計年度任用職員を勤勉手当の支給できる仕組みというものができるとは承知しておりますが、令和 5 年 11 月の末ですね、構成市町村の状況を確認したところ、支給について未定の市町村が多かったものですから、今回は当初予算での措置をといるところでございます。今後ですね、構成市町村の状況を踏まえ、必要に応じて検討していきたいと考えています。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 他に質疑ございませんでしょうか。

志村議員。

○20 番 志村幸司 はい、お伺いします。今年度で ICT の推進であるとか、DX 推進ということで昨年からかなり話盛り上がりましたけれども、その辺のお取り込みの予算からされるなと思ってたんですけど、この取り組みってのはどこから入ってますか。例えば税収であるとか、何かそういう専門員をつけるのか、そういうのは入ってますか。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 今回の当初予算には、この ICT や DX の研修といった予算は含めておりません。以上です。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 では、どうされる予定で考えていますか。必要だということですから話を進めてきたかと思うんですけども、どのような進め方で考えてらっしゃいますか。

○副議長 眞栄田絵麻 豊見本総務課長。

○総務課長 豊見本勝 令和5年度からですね、職員を1名に配置して対応しておりますが、現在、内容といたしまして、予算設置できるような状況にはまだ進んでないものですから、今後、このDX推進プロジェクトチーム等立ち上げながら、内部でのいろいろ調整等行っているんですけど、今後そういったものがまとまり次第ですね、必要なものに関してはしっかり予算をかけていきたいと考えております。

○副議長 眞栄田絵麻 志村議員。

○20番 志村幸司 効率化であるとか、あとサービスのさらに良くしていくという面での話にかならず連動してますので、それも必ず進めてください。で、誰か形がこう出てきましたら、その計画はちょっと出していただきたいなと思いますので、お願いできます。

○副議長 眞栄田絵麻 他に質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第9号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。

議案第9号、令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算については、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（「挙手多数」あり）

○副議長 眞栄田絵麻 全会一致です。従って、議案第9号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合一般会計予算は原案の通り可決されました。

日程第17 議案第10号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第10号 令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算。令和6年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算は次に定めるところによる。歳入歳出予算第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ372億1,478万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算による。一時借入金第2条、地方自治法第235条の3、第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、20億円と定める。歳出予算の流用第3条、地方自治法第220条第3項の但し書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。第1号保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和6年2月15日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

それでは、詳細についてご説明いたします。議案書事項別明細書の6ページをお開きください。

1 款 1 項介護保険料 77 億 9,269 万 1000 円を計上しております。対前年度比較で 1 億 1,918 万円の増となっております。

続きまして、2 款 1 項負担金 47 億 977 万 7,000 円を計上しております。対前年度比較で 1,771 万 7,000 円の増となっております。7 ページをご覧ください。

3 款 1 項国庫負担金 63 億 5,849 万 6,000 円を計上しております。対前年度比較で 3,191 万 1000 円の増となっております。

3 款 2 項国庫補助金 21 億 163 万 2,000 円を計上しております。対前年度比較で 1 億 6,567 万 9,000 円の減となっております。8 ページをご覧ください。

4 款 1 項支払基金交付金 97 億 3,458 万円を計上しております。対前年度比較で 2,342 万 6,000 円の増となっております。

5 款 1 項県負担金 49 億 4,394 万 4,000 円を計上しております。対前年度比較で 984 万 7,000 円の減となっております。

5 款 2 項県補助金 3 億 6,268 万 5,000 円を計上しております。対前年度比較で 923 万 1,000 円の増となっております。9 ページをご覧ください。

5 款 3 項財政安定化基金支出金、6 款 1 項財産運用収入、7 款 1 項寄附金については費目存置でございます。

8 款 1 項基金繰入金 6 億 7,512 万 1,000 円を計上しております。対前年度比較で 1 億 9,967 万 3,000 円の増となっております。10 ページをご覧ください。

8 款 2 項一般会計繰入金 5 億 2,085 万 8,000 円を計上しております。対前年度比較で 1 億 1,496 万 3,000 円の減となっております。

9 款 1 項繰越金 1,400 万円、前年増額を計上してございます。

10 款 1 項財政安定化基金貸付金、費目存置でございます。11 ページをご覧ください。

11 款 1 項延滞金、加算金及び過料 86 万円を計上しております。対前年度比較で 55 万 8,000 円の減となっております。

続きまして、11 款 2 項預金利子については費目存置でございます。

11 款 3 項雑入 13 万 2,000 円を計上しております。対前年度比較で 12 万 8,000 円の増となっております。歳入は以上でございます。歳出をご説明いたします。12 ページをご覧ください。

1 款 1 項介護サービス等諸費 320 億 4,124 万 1,000 円を計上しております。対前年度比較で 1 億 5,032 万 6,000 円の増となっております。続きまして、13 ページをご覧ください。

1 款 2 項介護予防サービス等諸費 6 億 2,150 万 8,000 円を計上しております。対前年度比較で 6,571 万 7,000 円の減となっております。

1 款 3 項その他諸費 3,711 万 4,000 円を計上しております。対前年度比較で 292 万 2,000 円の増となっております。14 ページをご覧ください。

1 款 4 項高額介護サービス等費 9 億 7,682 万 7,000 円を計上しております。対前年度比較で 3,529 万 4,000 円の減となっております。

1 款 5 項特定入所者介護サービス等費 11 億 5 万 8,000 円を計上しています。対前年度比較で 1,565 万 6,000 円の増となります。15 ページを開いてください。

2 款 1 項介護予防日常生活支援総合事業費 12 億 7,521 万 9,000 円を計上しております。対前年度比較で 1,882 万 8,000 円の増となっております。続きまして、17 ページをご覧ください。

2 款 2 項包括的支援事業任意事業費 10 億 5,470 万 2,000 円を計上しております。対前年度比較で 3,569 万 3,000 円の増となっております。

続きまして、2 款 4 項その他諸費 204 万 9,000 円を計上しております。対前年度比較で 4 万

6,000 円の増となっております。18 ページをご覧ください。

3 款 1 項財政安定化基金拠出金、費目存置でございます。

4 款 1 項保健福祉事業費 2,084 万 8,000 円を計上しております。対前年度比較で 1,224 万 6,000 円の減となっております。

5 款 1 項基金積立金、費目存置でございます。19 ページをご覧ください。

6 款 1 項公債費、6 款 2 項財政安定化基金償還金についても費目存置でございます。20 ページをご覧ください。

7 款 1 項償還金及び還付加算金 5,520 万 7,000 円を計上しております。対前年度比較で 5,000 円の増となっております。

続きまして、7 款 2 項延滞金、費目存置でございます。21 ページをご覧ください。

8 款予備費については、前年同額で 3,000 万円を計上しています。

歳出については以上でございます。議案第 10 号 令和 6 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算の説明は以上でございます。

審議のほどよろしく願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 10 号 令和 6 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算を採決します。

この採決は挙手によって行います。議案第 10

号 令和 6 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算については、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手多数」あり）

○副議長 眞栄田絵麻 全会一致です。したがって、議案第 10 号 令和 6 年度沖縄県介護保険広域連合特別会計予算は原案の通り可決されました。

日程第 18 同意第 1 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを議題とします。本案について、議案理由の説明を求めます。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 同意第 1 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について沖縄県介護保険広域連合副広域連合長に下記の者を選任したいと、沖縄県介護保険広域連合規約、第 12 条第 3 項の規定に基づき議会の同意を求めます。令和 6 年 2 月 15 日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

現住所 沖縄県島尻郡座間味村字座間味 34 番地、氏名 宮里哲、生年月日 昭和 42 年 8 月 22 日。

理由、宮城光正副広域連合長が令和 5 年 12 月 3 日付けで任期満了により退任したことに伴い、後任の副広域連合長として令和 6 年 2 月 16 日付で選任したいため、沖縄県介護保険広域連合規約第 12 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、2 枚目に履歴書を添付してございますので、お目通しほどをよろしくお願いいたします。同意第 1 号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についての説明は以上でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 これで提案の説明を終

わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第1号、沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について採決します。お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご意義はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 意義なしと認めます。従って、同意第1号、沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任については原案の通り可決されました。

日程第19 同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

金長事務局長。

○事務局長 金城博文 同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について。沖縄県介護保険広域連合副広域連合長に下記の者を選任したいので、沖縄県介護保険広域連合規約第12条第3項の規定に基づき、議会の同意を得るものでございます。令和6年2月15日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

現住所 沖縄県国頭郡恩納村字仲泊379番地、氏名 長浜善巳、生年月日 昭和40年7月19日。

理由、當眞淳副広域連合長が令和6年2月29日付で辞職することに伴い、後任の副広域

連合長として令和6年4月1日付で選任したいため、沖縄県介護保険広域連合規約第12条の第3項規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、2枚目に履歴書を添付してございますので、お目通しのほどよろしく願いいたします。

同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についての説明は以上でございます。審議のほど、よろしく願いします。

○副議長 眞栄田絵麻 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを採決します。お諮りします。

本案は原案の通り決定することにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 意義なしと認めます。

したがって、同意第2号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任については、原案の通り可決されました。

日程第20 同意第3号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを議題とします。本案について、議案理由の説明を求めます。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 同意第3号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任について。沖縄県介護保険広域連合副広域連合長に下記のものを選任したいので、沖縄県介護保険広域連合規約 第12条の第3項の規定に基づき、議会の合意でございます。令和6年2月15日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

現住所 沖縄県中頭郡北谷町字吉原 454 番地 1、渡久地政志、生年月日 昭和54年5月19日。

理由、赤嶺正之副広域連合長が令和6年2月29日付で辞職することに伴い、後任の副広域連合長として令和6年4月1日付で選任したいため、沖縄県介護保険広域連合規約第12条の第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、2枚目に履歴書を添付してございますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

同意第3号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についての説明は以上となります。審議のほどよろしくお願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 眞栄田絵麻 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案通りに決定することにご意義あり

ませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 意義なしと認めます。したがって、同意第3号 沖縄県介護保険広域連合副広域連合長の選任については原案の通り可決されました。

日程第21 議案第11号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第4号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

金城事務局長。

○事務局長 金城博文 議案第11号 令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第4号）。令和5年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第4号）は次に定めるものとします。歳入歳出予算として第1条、歳入歳出予算の総額、歳入歳出それぞれ343万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億8,635万1,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和6年2月15日提出 沖縄県介護保険広域連合長 當山宏。

それでは、詳細についてご説明いたします。事項別明細書の5ページをご覧ください。

7款1項基金繰入金343万8,000円の増額補正を計上してございます。

歳入は以上でございます。歳出を説明いたします。6ページをお開きください。

歳出をご説明いたします。2款2項賦課徴収費129万6,000円の増額の補正を計上してございます。

続きまして、2款3項調査認定費214万2,000円の増額補正を計上しております。

歳入は以上でございます。議案第11号 令

和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 4 号）の説明は以上でございます。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○副議長 眞栄田絵麻 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第 11 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 4 号）採決します。

この採決は挙手によって行います。議案第 11 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 4 号）については、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手多数」あり）

○副議長 眞栄田絵麻 全会一致です。従って、議案第 11 号 令和 5 年度沖縄県介護保険広域連合一般会計補正予算（第 4 号）は原案の通り可決されました。

日程第 22 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、別紙のとおり、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 120 条の規定により、議員を派遣することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 意義なしと認めます。

従って、議員派遣の件は別紙の通り決定いたしました。

日程第 23 閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 63 条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 異議なしと認めます。従って、委員長からの申し出の通り、閉会中を継続調査することに決定いたしました。

お諮りします。

本定例会で議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては会議規則第 45 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご 異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長 眞栄田絵麻 異議なしと認めます。従って、条項、字句、数字、その他の整理は議長に 委任することに決定しました

これで本日の日程は全部終了いたしました。その前に一言。2 日間、私の不慣れな進行にも関わらず、皆様の素敵な笑顔とご協力で滞りなく進行することができたことに心から感謝申し上げます。そして、いい経験をさせていただき、いっぺーにふえーで一びたん。これで会を閉じます。

令和 6 年第 67 回沖縄県介護保険広域連合議会定例会を閉会します。

皆さん、本当にお疲れ様でした。お気をつけてお帰りください。

閉 会（午後 3 時 37 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名
する。

沖縄県介護保険広域連合議会議長

花 城 勝 男

署名議員（議席番号 8 号）

仲 間 ト ム

署名議員（議席番号 9 号）

島 袋 義 範